

四社位に願つた方が却つて事が早いかと思ひます

(賛成と呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤柴君 唯今のは吉田君の説に御賛成ぢや無かつたやうに思ひます。唯今のは遠藤君の方に御賛成者が有つたやうに思ひます。此方を議題に致します。四社と云ふことであります

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤柴君 御異議なければ本席より委員を指名いたします。然らば帝國海上保險會社さんと、神戸海上保險會社、それから東京海上保險會社、横濱火災保險會社、斯う願ひたい。是で今日の議題は済みましてございます

○吉田長敬君(日清火災) 前から部會に提出せられた議案は議了になりましたが、未だ時間も餘程ございます。一二私は議題として御討議を願ひたいのがございます。ちよつと満場に會長より御諮りを願ひたい

○部長男爵長松篤柴君 ちよつと御待ち下さい。唯今吉田君より緊急動議を提出されました。此會議を延して、さうして議題を茲に提出したいが、どうだら

うと云ふことであります。満場の諸君如何でせう

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤柴君 然らば……

○小松林藏君(東京火災) 新議題が出ますならば私も……二つの問題は極まつたやうであります。委員付託となつた丈で、その結果を極めるものか、極めぬのであります。若しその委員の結果報道に期限を付せないや矢張り五年後の第四回の會まで延びて了つても仕方が無いやうになります。中には第一の問題の中には是非研究して早く公表して貰ひたいと云ふ問題もある。即ち債権額が保險契約以内になつた時に於て餘れる分はどう處分するかと云ふ問題などは未だ私も法律的の研究は致して居りませぬが、二様に解釋せられる。どちらにしても契約者の方には害と云ふ者は無いやうであります。今日は……それは保險協會には松本博士も居られますからさう云ふ方の意見を徴し、斯う云ふ問題は多くの人に早く知らして置いた方が宜からうと思ひます。是は唯今二つの問題を委員に託しまして、私は六十日以内に

委員の意見を採決したい、此會は一時的のものでありますけれども、此會中の意見に對しては會長に損害保險部の方へ通知して頂くと云ふことの決議に止めて貰つたならば、結局が附いて宜からうと思ひます、かう云ふ風にしたい

(賛成と呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤棊君 唯今の小松君の説に諸君御異議がございませねば、左様に決します

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤棊君 それぢや左様に極りました、それでは吉田君………(吉田氏は問題及説明書として左の印刷物を提出したり)

問題

(一) 各市町村に於ける火災消防器具の整頓、消防夫の訓練は概して遺憾極まりなきを以て内務大臣に對し行政監督上各府縣知事を経て市及町の豫算編成に際し火災消防費の支出に重きを置き消防機關の完備を計るべき

建議を爲す事

(二) 内務省に火災消防調査委員會を設置して我國の如く木造家屋櫛比の都市に於ける火災の減少防火の施設に對し消防費の支出都市家屋建築の制限防火線の設置等を調査研究し其結果に基き諸令の發布其他行政上必要な命令を下す事を其筋へ建議する事、右の組織は港灣調査會の事例を適當とす

(三) 火災保險會社の決算期を一定する事但し總會の議決責任準備金の算出其他種々の準備を要するを以て約三個年を期し一定の方法を取るを可とす

説明

問題は一、二、三、を區別しあるも便宜上第一と第二との問題は一括して之を一問題と見られん事を望む偕て各市の防火設備や防火費額は實に遺憾極りなきもの多し予は實に其實例を有するに多々なり先年福岡に大火なるや予は親しく其燒跡及當時の状況を視察したるが其の結果該火災は人力を以て消火したるにあらずして自然に消へ鎮まりたるものなることを知れ

り何人も知る如く福岡は九州に於ける大都市の一にして諸般の設備は比較的進歩發達し居る所なりとす然るに該火災の當時防火器具の設備果して幾許なりしとするか驚く勿れ單に手押唧筒二臺ありしに過ぎず彼の大都市にありて實に斯の如し故に先年大火の際の如き是等貧弱の設備を以てしては能く消火の目的を達すべくもあらず市内樞要の地域を焼き拂ふて自然的に消鎮するを待てるの觀あり之が爲に被むれる損害や決して少々にあらず又和歌山市の如き地方に於ては有數の都市なるにも不拘僅に蒸汽唧筒一臺を備ふるのみ奈良市の如きに至つては蒸汽唧筒は一臺も有せず手押ポンプ一臺あるのみ是等有名の各市にして尙ほ且つ然り恐らくは其他の市町に於ても此例に漏れざる可きを信ずるに難からず是れ實に消防上の一大恨事にして又國家社會の爲に憂へざるを得ざる所なりとす而て此等の恨事憂患は一面市町の不注意より來るものなりと雖も又他の一面に於ては監督の衝に當れる府縣知事延いては内務大臣の監督上甚だ密接なる關係あるものなれば此力を借用するに於ては右の不注意缺陷も之を救濟し得べしと信ずるも單に

火災保險會社のみ獨力を以てしては到底其目的を達し得べきにもあらず故に此意味に於て提題の旨意を其筋に向つて建議せんと欲するものなり蓋し般來召集せられたる地方官會議の如きに於ては種々なる問題の會議に上ぼりたるも未だ消防上に關しては何等の提議ありしやを聞かず之れ吾人の進んで建議せざる可らざる次第ならずや尙ほ又消防器具の完備を期するに止まらず更に防火調査の機關を設くるは蓋刻下の急務たるを認めずんばあらず云ふ迄もなく函館の大火に於て青森の大火に於て近くは大阪市南北の大火に於て將及東京神田 沼津の大火に於て其の市町竝に人民が被れる損害や其幾千萬圓なるを知らず之れ取りも直さず國家の大損失なるに非ずや政府は現に港灣調査會なるものを設けて國家の利益に貢献すべく研究しつゝあるのみならず更に鐵道會議を起し治水調査會を設けて以て各々其目的の爲に國費を投じたるの例決して尠からず之れ實に民間の産業を振作し國家の利益を増進せんが爲めに外ならずして眞に當を得たるの措置なりと云はざる可らず然れ共靜に三思せば新に産業を振起することに努むるのみにし

て既成の産業の破壊し滅盡せんとする魔力を防止して之を保護することを忘却することの決して國家の良政にあらざるのみならず國家の一大不利益たる所以を知りし得べし而して火災は實に此一大不利益を國家に與ふるの魔力に非ずや果して然らば之が防止の目的を以て消防費の支出に重きを置き又は防火調査會を設置して種々なる方法譬へば家屋建築上の制限、防火壁の築造等其他必要なる研究をなし以て其目的を達するは蓋國家の一大利益たるを疑はず而かも此事たる一民間の力を以てして到底其の目的を達し得べきに非ず故に其筋に向つて之を建議せんと欲する所以なるが、然らば其會を如何なる組織となすべきか予の腹案として内務大臣を始めとして地方局長、法制局長、警視總監、貴衆兩院議員、其他民間の有力者をも加へんと欲す幸に満場の賛成あらむことを望む

○吉田長敬君(日清火災) 甚だ印刷が不鮮明でございますからさぞ御読み悪からうと思ひます、提出の議題は、詰り二つに分れました、其二つの中で第一と第二は同じく當局に建議を致しますのでございますから之を一括として御了

承を願ひたいと考へます、一つの議題と思召しを願ひます、簡単に説明を申しますれば第一は今日防火費と申しますものは各市各町又各村が此防火費を負担して居ります、然るに此各市各町各村に於きまして防火費と云ふものに對しましては誠に遺憾極りなき有様でございます、一つの著しき火災がありまする毎にその町村に於て殆ど後悔先きに立たない、斯かる有様でいかぬと云ふことは必ずその町村に於て氣が附きます、附きますが、偕て之に對する善後策攻究の方法を如何に講ぜられて居るかと云ふと、是亦少しもその前轍に懲りて事後の善後策を講ぜられて居らぬことを私共深く感じます、私が第一に深く遺憾に感じますのは僅か三ヶ月ばかり前に福岡に於きまして一つの火災がございました、さうして三井銀行始め福岡市の中樞に在る箇所を二十戸ばかり焼きました、その際に於きましての消防機關はどうであるかと段々探究して見ますと、手押唧筒が二臺で井戸から汲上げます丈で、手押唧筒位の外消火設備が無い、それ以上のものは無かつたさうであります、是は福岡は九州に於きまして申上げる迄もございませぬ、一萬五千以上の戸数を

有して居る九州第一の都會であります、是が蒸汽唧筒の一臺どころではございませぬ、水道も設置してございませぬ、詰り手押唧筒と、手提のパケツ、是より外は消防の設備と云ふものはございませぬ、飾り氣の無き状態で私は實見を致しましたが、消したので無くして消へたのであります、周圍は殆んど消へて壞はれて一つも防火の人間として都市として消防でやられたと云ふよりは自然に消へたと云ふ以上見ることは出来ませぬ、是はほんの福岡に於ける消防でありますが、近く群馬地方、又和歌山は約二萬の戸數であります、是が蒸汽唧筒が一臺、奈良の如きに至りますると蒸汽唧筒は一臺も無い、矢張り手押唧筒が僅かに一臺存在するのみださうであります、斯う云ふ有様で尙之を各市毎に探究して見ますれば、實に肌を粟を生ずる如き有様であらうと考へます、是は消防と云ふことに向つての町村の手の足りませぬのが第一である、町村の不注意即ち行政監督の上に於て是は府縣知事が第一次に町村を監督する責任が有る、府縣知事に對しましては内務大臣が監督する責任があるから、此消防々火と云ふことも行政警察に關係するのであります、

火災保險會社が如何に焦りましたも殆ど破産しても之を自分から手を下すことは出来ない、どうしても町村當局者を刺戟しなければならぬ、是は各府縣知事に建議する譯には参りませぬ、依つて當局たる内務大臣より町村費に於ける防火の施設に重きを置いて、随つて之を改めさせることにしたいと云ふのが第一の案であります、近く未だ一ヶ月も経ちませぬが、地方長官の會議がありまして、その會議に於きましては昨日の御話にもございました保險類似の取締に關する事柄、其外新聞の傳ふる所では行政上約四ヶ條のことを内務大臣から諮問が出ました教育、通信、兵事其他に付て地方長官會議に出しました、防火のことは一言半句もございませぬ、是は内務當局に於ては今一段御注意が足りない、實に遺憾であります、斯う云ふ趣意に於ては一は長官の義務とすると云ふことは充分言へることだと思ひます、攻究され、監督して居るやうにして貰ひたい、と云ふのがそれが一つの趣意であります、それから第二は之を議題として討議を願ひます考であります、第二は一種此種の會の存在して居るのは港灣調査會が存在して居るやうに記憶いたします、

港灣は獨り一縣一府の問題で無くして、港灣と云ふまで設備施設は矢張り國家の原動力に關係をすると云ふ趣意から港灣調査會が確か内務大臣が主となりまして遞信省、内務省の人、或は貴、衆兩院の議員等に港灣調査委員を命じ、此港灣のことに付て一切交通機關の設備等を調査する機關が存在して居ります、又會て鐵道會議と云ふものがございまして、是は現時交通に關係します鐵道の總ての大方針を極める爲に之を官民大規模の鐵道會議が存在して居ります、もう一つ溯つて議院の開會後五年程の後と記憶いたしますが、治水調査會が設置され、日本の六大川、淀川、天龍川、利根川の如き、斯う云ふ河川は國家の所謂害をなす場合に少からぬ關係に涉つて災害をなす、此始末も政府は速かに之を攻究しなければならぬと云ふ趣意から治水會が設置せられたことがあります、斯う云ふ組織に於て政府當局に於て火災消防調査委員會と云ふものを設置して頂きたいと云ふのが第二の趣意でございます、是は私共申上げる迄もございませぬ、我國は木造家屋が軒を並べて櫛の齒の如く櫛比して居るのであります、此場合に於て一朝大風に會ひましたならば其

風害の區域は何處まで行つて止るものであるかと云ふ事柄は實に多からう、思つて見ますれば寒心に堪へぬと考へます、何か之を防ぐ道はあるまいか、私共チョット考へましても五年毎に木造家屋は一遍手入をしなければならぬとか、或は防火壁を拵へるとか、さうして一つの案を作るとか、又其費用は町村費で持つ、或は五十間以内の土地は所有者が之を負擔する、或は家屋税の賦課なり、又防火壁の建造費を持つとかと云ふやうなこと又今一段進みますれば、此木造家屋を建てます高さの制限等は等の如きことを調査研究する、今の如く唯々木造家屋と木造家屋が櫛比して居る、あゝ云ふことになる、と致しますればその危険は如何ばかりでありませう、實に今日の家屋は制限が無い、斯かることの制限がございませぬ、唯、興行物を致します定席芝居の如き物に向つて火災防止の取締もございませぬ、是等のことも共に研究して此都市には普通の家屋に對してはございませぬ、是等のことも共に研究して此都市には都市條例もございませぬが斯かる事柄も法令を改廢いたしましたならば研究か出来ないことはない、そこで此第二の案は今の都市家屋の制限、建築の制

限、防火壁の設備と云ふやうなことも調査し、併せて法令の改廢までも調査して我國の都市の防火設備を攷究させる會を作つて頂きたい、斯う云ふのが第二の案でございます、申上げます迄もございませぬが、唯今政府は産業の獎勵に對しましては頗る御盡力になつて居るやうに見へますが、獨り生産のみならず既に出來上つて居るものに對して保存の道を講ずるが當然と思ひます、現に四十年の函館の大火に於ては函館は殆ど全滅しました、又四十二年の大阪の大火に於ては約二千萬圓程家の契約が焼けて了つた、近く神田に於きましても約六百萬圓の契約が一晝夜の火災で焼けて了つた、さう云ふことに對して考へますと今後如何なる方法を以て斯う云ふことの調査研究を致して貰ひたい、斯う云ふ希望を其筋に建議したいと云ふ趣意であります、どうか御賛成を願ひます、更に第三のことは此事が濟みましてから申上げます

○部長男爵長松篤柴君 唯今御提出の建議に付て御意見がございしまするか

○新井智三郎君(東京火災) 御尋いたしますが、此建議と云ふことは誰の名義を

以て建議すると云ふ譯でありますか、御伺ひ申します

○吉田長敬君(日清火災) 私の考には保險大會と云ふ名に於て致したいと考へます、若しも大會は昨日の議で以て議事は終了したと云ふことでありますれば、火災保險部長として之に参加せる會社の同盟を以て部長の名義を以て願ひたいものと思ひます

○小松林藏君(東京火災) 今の建議の署名人のことではありますが、是は總て部會でも本會で決議して建議することは、保險大會の會長の名前で總て實行すること、殊に委員會の方では規定して居ります、ちよつと申します

○部長男爵長松篤柴君 別に御説はございませぬか、之に皆さん御同意でございしまするか

○鈴木重隆君(大阪火災) 最必要なる調査と思ひますからして、人選に依りまして矢張り相當な委員を定め建議案の作成等を願ひますことが宜からうと思ひます、さうして御進み下さることを希望いたします

(賛成、賛成の聲起る)

○部長男爵長松篤斐君 然らば唯今の鈴木君の御説には御賛成がございます、諸君に於ても御異議はございませぬか

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤斐君 然らば御異議がないと認めます、委員に付きまして御考は如何ですか、委員の數或は方法……

○鈴木重隆君(大阪火災) 矢張り部長に御任せを致します

○部長男爵長松篤斐君 然らば諸君に御諮りを致しまするが、此委員の御方は四名と致しますして、その中には唯今御提出の日清火災保險會社を加へまして大阪火災保險會社、横濱火災保險會社、帝國火災保險會社、此方に願つては如何でございませぬか

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤斐君 然らば左様に決めます、それに就きまして此委員會に於て之を議しまする期間なども先程小松君より御説が出て居りまするが、矢張りその例に依りまして宜しいと云ふ積りでありますか

○吉田長敬君(日清火災) どうかさう云ふことに願ひます

○部長男爵長松篤斐君 然らば前通り六十日以内に研究して之を會長に報告することに致します、それでは第三案は……

○吉田長敬君(日清火災) 第三は頗る簡単な案でございまして、別段今日始りました問題ではありませぬが、此大會を機として是も適當なる方法を施されんことを希望したのであります、即ち申上ぐる迄もございませぬが、目下各火災保險會社の決算期が區々になつて居ります、さて其の區々になつて居りまするが爲に、火災などの如き統計、數理、まあ概して保險は統計、數理が基礎となつて居ります、此事業に對して各會社の營業年度の不統一の爲に、一つの最近に於ける統計を編出して見たいと思ひましても殆ど出来ませぬ、是は此事業の進歩を害しますること、考へます、之を統一を致しまして曆年度に従ふ、或は六月を以て決算期と致しまするとかと云ふことに致しますれば、頗る此不眞面目なる營業を一面には矯正を致しまするし、一面には目下問題となつて居りまする不眞面目なる競争を重く視ると云ふ事柄を間接に矯

正が出来ると思ひます。さうして之を或人から申せば非常な困難であると云ふ御話もあるかも知れませぬが、困難でも何んでもない、何故と申すと一年二期に切ります場合には多少茲に議論もございませうが、一年一回の決算期を極めますのに春夏秋冬何れの時に切りませうが、春秋として一年の間に経過いたしますので火災保険の時期はどうである、斯うであると云ふ問題は一年一回の場合には少しも問題をなませぬ、唯會社に於きましては互に營業いたしますのに、責任準備金算出の基礎が極まつて居ります、故に是は約三年を期するとか四年を期すると云ふことで四年以内に一定をすると云ふことに致しましたならば、定めし此事業の弊風と致します處を聊か矯正いたしまして、統計數理の基礎が確實にならんかと考へます、是は尙未だその法令の改廢を致さずとも、今日の保險業法の支配の上に於ても當局にして其事を容れさへしてやつて貰へば直ぐに實行が出来ると考へます、どうか是は御賛成を願ひます

○部長男爵長松篤棊君 本案に付ては諸君は如何ですか、御賛成ですか

○岡本三次郎君(共同火災) 唯今のことでありますが、一應御尤のことと思ひます、是は自づと歴史を異に致しますのでちよつと重大の問題でございませぬ、私は宿題と致して置きたいと思ひます、どうか左様に願ひます

(賛成、賛成と呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤棊君 唯今岡本君より之を宿題として置きたいと云ふ説が出ましてございます、二三の御賛成がございませぬ、之を宿題とするに御異議ありませぬか

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤棊君 然らば是は宿題とすることに致します、是で損害部會の會議は閉じまするのでございます

○保險醫務部會

保險醫務部會出席諸氏芳名左の如し

明治生命 栗本 東明

第一生命
 千代田生命
 萬歲生命
 日清生命
 橫濱生命
 日之出生生命
 國光生命
 神國生命
 福壽生命
 富士生命
 太平生命
 東海生命
 蓬萊生命
 同胞生命

石岡繁太郎
 島崎昭
 西卷治一郎
 酒井谷平
 杉田盛
 中濱東一郎
 諫山直
 匹田通之助
 大山稻三郎
 鳴門義次
 南部孝一
 上條韓治
 額田豐
 渡邊友三

野間謹爾
 藤井南平
 佐野忠
 小川謙次郎
 田村亨

帝國生命
 日本生命
 內國生命
 太陽生命
 共同生命
 有隣生命
 日本共立生命
 仁壽生命
 博愛生命
 真宗信徒生命
 愛國生命
 共濟生命
 東洋生命
 大同生命

三好常三郎
 遠藤外三郎
 竹田六郎
 福岡五郎
 丹羽精吾
 眞木等
 大澤謙
 渡邊八十次
 中島貞吉
 原勇四郎
 進藤隆之助

秋山妙治
 玉崎隆三
 淺野仙吉
 田卷一介
 苔最勝
 增田雷助

旭日生命 杉本宇吉

常磐生命 月岡道保

八千代生命

大正生命 深見純

江藤潤一

中央生命 山田鼎

部長中濱東一郎氏午前十時開會を宣し準備事項記載の議案に付き議事を開きたり即ち次の如し

○部長中濱東一郎君 これより醫務部會を開きます。諸君に豫めお願ひをして置きたいのは御意見があります時には御姓名を告げて戴きたいので、是は記事の都合も御座いまして、御姓名を告げて下さいませぬと後で記事に差支へますからさう願つて置きます。本日の第一の議案は

囑託醫養成の機關を設けること

で、是は提出者から案の説明をお述べになることに願ひます

○石岡繁太郎君 此問題を提出いたしましたのは、從來囑託醫の問題に付ては随分非難の聲が高まつて居ります。何れの會社に於ても囑託醫の良い者を得るといふことに餘程困難をせられて居りますので、私が一々茲に事實に付いて申上げる迄もなく諸君に於て十分御經驗になつて居る問題であらうと思ひます。夫に付て從來囑託醫の改良とか或は共同診査醫とか共同社醫とかの問題が出まして、屢々研究せられて居りますけれども、まだ何れも行はれて居りませぬ。最近に於て生命保險會社協會の醫務部會に於て日清生命の酒井君から御提出になつた共同囑託醫問題も醫務部會に於ては全會一致を以て可決しましたけれども、理事會に於てはハッキリしたことは分りませぬが否決されたかと思ひます。それでどうしても此囑託醫の問題を巧く解決することは出来なにかどうかと云ふことに就ては時々保險醫學協會の評議員會又は總會などで諸君と共に始終座談的に研究して居りますが、私の考によりますると若し囑託醫を養成する機關を設けて、一時に囑託醫を拵へると云ふことは出来ませぬけれども、或は十年計畫、十五年計畫と云ふやうな方法で以て、養

成所を設けたらどうか、夫に付ては新たに養成所を設けると云ふことは
 經費其他の關係から到底許すべからざるものと思ひますから、幸に保険醫學
 協會は各社の醫務主任諸君に依つて組織せられてある一の機關でありますか
 ら、此の機關に託して一種の養成所を設け、唯今申したやうに十年若くは十
 五年の計畫で全國に相當人格の高い伎倆のある人を作りたいと云ふ考を持ち
 ました、幸に今回は保險業者大會に於て醫務部會を開かれましたから、此席
 で此意見を申し上げたならば、誠に都合よきことと考へました、幸に研究すべ
 き價值のあるものと認められて御採用になりますならば、獨り私のみの仕
 合せではありませぬ必ず保險事業の上に尠なからぬ福音を齎らすであらうと
 信じます、説明は簡單であります、猶ほ諸君の御高説を希望致します次第で
 あります

○南部孝一君 唯今の囑託醫養成機關を設けると云ふことには賛成致します、
 就きましては次の問題は之と同じ問題であると考へますから二つとも同時に
 私の卑見だけを茲にお話することが出来ませうか

○部長中濱東一郎君 宜しうございます

○南部孝一君 今日保險會社に於て囑託醫の養成又は診査を確實にすること或
 は模範診査報狀を定むることに付ては、各保險會社の主任醫諸君が非常に御
 研究なさる必要があるものと考へます、夫に付き私が考へますると云ふと或
 は語弊があるかも知れませぬが各會社の診査規程と云ふものに付て多少の意
 見があります、診査規程の或る程度まで一定しない場合に囑託醫を養成して
 も現在の診査規程に於て一致を缺いて居るから甲乙の會社の契約が往々齟齬
 して居るところがある、或る者は肺炎加答兒でも二年経てば宜しい、肺結核
 がありても三年経つたら宜しいと云ふやうに病氣に依り主任醫に依つて何れ
 も異ひませうが、醫者と保險會社の營業と云ふことは全て別問題として之を
 査定する場合に於ては、さう云ふ方の規程から全然改正しなければならぬと
 思ふ、各會社に於て一定の診査規程を作らなければ、囑託醫を養成しても無
 駄な話である、此位なら診査しないで宜しいと云ふ考が起らぬとも限らな
 いと思ふ、診査規程も一定せずに醫者ばかり養成しても何の効果もない、診

査報状を定むると云うことは非常に宜いこととは思ふが、夫を實行することが到底難しい、以前にも立派な査報状が出来て各會社に廻つて居る、けれども皆各會社によりて異りて居つて容易に夫を實行することは六ヶ敷い、然るに此査報規程も一定されないのに醫者ばかり養成しても仕方がない、だから先づ嚴然たる査報規程を拵へて而して後に末の方にした方が宜いと思ふ諸君の御意見は如何ですか

○部長中濱東一郎君 南部君に伺ひますが唯今のお説には二ツあるやうでございますが、査報規程を一定したら宜からうと云ふのと、其外に診査醫が診査しても各會社の取扱が區々になつておると云ふこともありましたが……

○南部孝一君 夫は營業としてやる會社の方は宜しいですが、醫者の方から云ふと診査規程は或る程度までは一定させて貰はないと、一方の會社には斯ふ云ふことがあつた、三年前の既往症があるから取らぬと云ふのに、一方では是位の者は取ると云ふことになるから診査規程を一定して貰ひたい

○部長中濱東一郎君 分りました……

○杉田盛君 唯今南部君が申されたことは實地上に涉つて御尤のことと思ふ、併し自分の考へます所では、診査規程と云ふものを極めることと夫れから囑託醫を養成して診査をさせると云ふこととは非常に異つたことと思ひます、診査規程は如何やうに定めようとも、夫れはその會社の任意である、診査醫が被保險者の體質を充分明らかに診定したならば、夫れをどの位迄の程度に取捨して契約を締結するかは全くその會社の任意である、囑託醫の養成と云ふことは、保險契約をするに就て被保險者たるべき者の體質を診査する所の診査醫に最も必要な所の素養即ち人格、伎倆を養成することを目的とするのである、故に此の問題は全然別個のもので混同すべきものではないと思ひます

○部長中濱東一郎君 南部君のお説は矢張り一つの案として御提出下された方が宜しからう、第一議案は第一議案として極めてから其次に移つた方が宜しいと思ひます、又杉田君のお説は議案の順序を變更せずに討議したと云ふのでありますから、第一議案囑託醫養成のことに付充分諸君の御意見を伺ひ

たいと思ひます

○玉崎隆三君 提出者に伺ひ度いのでありますが、囑託醫養成の機關と云ふのはどう云ふのでありますか、今少し先きの方の御説明を願ひたいと思ひます。大體此の如き方法で養成をするといふ程度を伺ひたい

○石岡繁太郎君 夫に付ては提出者の考も多少ございしますが、之は中々議論の多い問題と思ひます、唯私一己として申上げますれば、保險醫學協會で以て先づ最初三府四十五縣だけに一人宛の囑託醫を養成する、即ち前述の各地に於て主腦となるべき囑託醫を最初に養成するのでありますが、其順序として其府縣で相當の資格ある醫師を選定し、之を東京に召集して例へば大學とか、赤十字病院とかの内科的方面に交渉して參觀なり傍觀なり或は實地研究の地位を與へて貰つて主として内科を研究せしめ、さうして主たる保險醫學の方は保險醫學の大家を聘して實際なり理論なり演習講義をして貰ふと云ふ様にして、先づ最初各府縣に一人宛の囑託醫が出来たとして、さうして其一人の醫者を其の地方に於ける中心人物として、疑はしき死亡の場合又は囑託醫の

選定と云ふやうな方面の事務を執つて貰ふ、尤も召集に應じて呉れた人の旅費、日當或は下宿料のやうなものは支拂ふてやると云ふことにして、十年なり十五年なりに完成したいと云ふ希望であります、是は必ず各會社の當局諸君に於ても御意見があらうと思ひます、到底此席で充分に之を研究することは出来ないと思ひます、もし囑託醫の養成が必要といふことを認めになりますれば、其方法手段の如き事柄は保險醫學協會に御託しになれば、その協會に於て委員を選定して充分に研究して之が實行方法を拵へたいと考へます、今は別に是れ以上の考はありません

○進藤隆之助君 唯今の御説は至極結構と思ひますが、併し考へて見ますと、囑託醫を養成することが果して宜い鹽梅に出来得べきや否や、甚だ疑問であります、是に付て色々方法もありませう、どなたも是に付ては非常に考へを要することゝ存じますから、今提出者の言はれたやうに、委員でも設けて十分研究をして然る後之を決定すべきであらうと思ひます、之は餘程考へを要することゝ思ひますから保險醫學協會に委せることとして、宿題にして委員

を設け研究すると云ふことが一番宜からうと思ひます

○部長中濱東一郎君 此案は御提出になつた石岡君が此處で決することは不能であるから徐ろに研究したら宜からうと云ふ御意見であり、又進藤君のお説もありまするし、又私もそう考へますが是は保険事業には随分大切な關係のあることでありますから、幸に保険醫學協會は各社の役員なり醫長を以て組織されて居るのでありますから、全部同協會に委任して研究して貰ふ方が適當であらうと思ひます、此部會は今日限りで解散するのであります、此會が繼續委員を定むるといふ組織になつて居りませぬから、保険醫學協會の方に任せると云ふことが一番宜しからうと思ひますから、皆さんに御不同意がないならば、さういふことに致します

(賛成々々と呼ぶものあり)

○藤井南平君 一寸御提出者に伺ひますが、此診査に關する弊害は澤山あると云ふことは私共も感じて居りますが、その弊害と云ふことは醫師の診査上の技術から來る所のものが多いと御認めてますが、又は其人の品性と云ふものの

關係から來る弊害が多いと御認めになりますか、その邊の御考へを一寸伺ひます

○石岡繁太郎君 私の考へまするには品性に於て非常に缺ける者が多いやうに思ひます

○藤井南平君 さうしますると囑託醫養成の機關といふものは醫師の技術上のこと計りを研究するのではなくして品性の上からも養成する機關といふことに承知して宜しいのでありますか

○石岡繁太郎君 左様で御座います、その點が講究すべき問題であらうと思ひますから種々研究をして見たいと思ひます

○部長中濱東一郎君 それでは皆さん御不同意が無いやうでありますから、保険醫學協會に囑託することに致します……それから第二の

模範診査報状を定むること

此問題に移ります、提出者から大體の御説明を願ひます

○深見純君 以前共同診査醫といふ様なものを設けたらば利益だろうと云ふこ

とが問題になりましたが、私共も大變結構なことと存じますが、まだ其實行せらるゝに至つて居りませぬ、併し近き將來に於きまして、多分決行せられるものと思ひますが、さう云ふ場合に於きまして統一せる模範的診査報狀を定めて置けば大變に好都合だらうと思ふ、これが一ツ、それから從來一被保險者で數個の會社に申込をして診査を受ける場合がありまして或會社が他の會社の診査報狀を参考の爲に徴したいと云ふ場合に各會社が體裁の異つた報狀を用ひて居ります爲に、種々不便なる事があります、それで一定した模範的診査報狀でもあれば都合が宜いと考へます、それから又保險醫學の統計上の事を調べますに一定の診査報狀があれば大變便利なことがあります、凡そ右様の點で模範診査報狀といふものが定められたならば誠に便利だらうと思ひます、それで此案を提出した次第であります

○部長中濱東一郎君 此案に對して御意見がございませうればお述べを願ひます
○杉田盛君 一寸質問があります、生命傷害保險部會の議案にも、模範診査報狀を定むることといふことがあります、これは兩方で此事を議するのであり

ますが、どう云ふ工合でありますか

○部長中濱東一郎君 これは生命傷害保險部は生命傷害保險部の意見で此の問題を提出したのであります、又保險醫務部の方は保險醫務部の意見を提出しますので、何の連絡もないと考へます、それで今承はりますれば、生命傷害保險部會の方では模範申込書を定むることは全會一致を以て可決したといふこととあります、御参考の爲に此事を御報告いたします

○杉田盛君 さうしますと、報狀を定めるといふことは生命保險部で定めて之を醫務部の方に一任すると云ふことになれば宜いが、さうでなく兩方で二通りの事を議するのは工合が悪いと思ひますが其邊はどうでございますか

○部長中濱東一郎君 それは當席からは何ともお答が出来ないのであります、兩方で善い事が可決してあれば是程善い事はございませぬ、一方の方が、ヨリ良ければヨリ良い方を取るより仕方がないのであります、それ等は案が出来た以上は比較が出来ます、どちらか良い方を取つたら宜しいと思ひます、一向此の進行の上には差支なからうと思ひます

○杉田盛君 一寸申します、折角此處で極めても一方に於て極まつたことと反對なことになるかと……

○部長中濱東一郎君 尙お話ししますが此處で極めるのは、診査報状を定むることといふことを極めるので、内容全部を極めることは無論出事ないのであります、生命傷害保険部とても其通りでありませうと思ひます、どの範圍でやるかといふことの今日實行の出来る迄の成案がある譯ではないと思ひます、只拵へるといふことを決議したらしいので、こちらでも拵へるといふことを決議するとか、或は必要がないから拵へないとか、二つの内一つを定むるより外仕方がなからうかと思ひます

○南部孝一君 模範診査報状を一定するといふことは、先程提出者から伺ひますと、模範診査報状を作れば、統計を作るとか其他種々の點に於て便利だからといふことで、これは御尤であります、診査報状といふものは各會社の醫長の意見で定むべきで、之を一定することは診査醫の意見を壓迫する様な心持がするのであります、どの位の程度迄は取るかといふことは一方の商賣

關係がありませうから之を査定する方が或る一定の頭を以て極めるので診査報状といふものはどういふ風に作りましても、各會社の醫長の意見で作れば宜いから、模範報状として各會社に一定させなくとも宜いと思ひますが如何であります

○部長中濱東一郎君 それは一つの御意見であります

○進藤隆之助君 一寸提出者に質問しますが、模範報状といふのは、模範になるべきものを拵へて置かうといふ丈けて、一定したものを使用させ様といふのでなく模範になるものを拵へて置くのですか

○深見純君 イヤ模範的のものを作つて各社に使用されたら都合が宜いだらうといふので……

○進藤隆之助君 使用させたいといふ御意見でありますか

○深見純君 使用されたら宜からうかと思ふ、使用させたいといふ考ではありませぬ

○進藤隆之助君 各社が一致して之を使うといふことが果して出来得べきもの

ならば拵へても宜いが、只模範となるべきものを拵へて置くといふことは、
 保険醫學協會で、二回やつたことがあつて、模範になる報状も既に出来て居
 ると思ひます、併しそれが出来ても一度も各社が用ひたことがない様に記憶
 して居ります、又それを強ひて用ひろといふことも、随分困難なことであら
 うと思ひます、寧ろ此處で模範報状を作るといふことを可決いたしますより
 は、矢張り保険醫學協會で、それを引繼いで模範になるものを拵へて貰つて
 はどうか、而して現今の日本の生命保険に適當なものとして、斯ういふもの
 を拵へたが、それを各社で採用することは強くない、模範になるべきものを
 保険醫學協會で作つたが宜い、此處で拵へてどうといふことは如何であらう
 と思ひます

○部長中濱東一郎君 提出者の御意見も亦其處にある、只此處では模範報状を
 作らうか、作るまいか、どちらか極めれば宜い、其内容までも今日極めると
 いふ御意見ではない様に思ひます、でありますから丁度第一の案の如く、愈
 々可とお認めになつたら之を適當の機關に囑託するより外に途はなからうと

思ひます

○進藤隆之助君 私は保険大會で之を議すべきものではなからうと思ふ、保険
 大會で議すべきものでなくして保険醫學協會が一個の意見として斯ういふも
 のを拵へたといふことで、學術上之を示すのは宜いが、保険業者大會で極め
 た所て是は一向効力のないもので、詰り行はる可らざるものを議するといふ
 ことではないかと思ひます

○部長中濱東一郎君 宜しうございます御意見であります、如何であります、
 之に對して……

○江藤潤一君 提出者も大體同一の意見であります、若し出来れば一定す
 る様にしたら如何なものでありましょうか、之を總會で可とお認めになれば
 保険醫學協會に附託になつても異議ありません

○部長中濱東一郎君 如何でありますか、もう賛否の御意見がありませんか
 大した反對もない、系らい賛成もない様であります、……生命傷害保険部
 會では可決になつて居ります、尤も之には模範申込書が加はつて居ります

○南部孝一君 生命傷害保険部會では可決になつたことではありますが、これは進藤君の御説の通り、保険醫學協會で決す可きものと思ひますから、今日之を彼是れ可決否決す可きものとせず、醫學協會の方にお委せを願ひます

○部長中濱東一郎君 はつきりしませぬが、可否をあちらに委すのでありますか

○南部孝一君 生命傷害保険部で可決しやうと否決しやうと、これは即座に良案は出ませぬ、保険醫學協會に於て、評議員にお委せになつて、評議員でゆつくりと決議を願ひます

○部長中濱東一郎君 それでは可否は此處では言はないのですか

○南部孝一君 可否共に委せる、これは此會で議する問題でないと思ひます、之を各會社に使用させるといふのであります、左様なことは喧なしくなりますから、私は先程申す通り各會社は銘々の診査報狀を取てやつて行くといふのが宜いといふ私の意見であります、こんな問題で時間を費すのは遺憾と思ひますから、保険醫學協會の評議會の方にお委せをしたらどうですか

○部長中濱東一郎君 如何でありますか、南部君は、可否を決せず此問題をば其儘保険醫學協會の宿題にして研究して貰うといふ斯ういふお説であります

○栗本東明君 私は模範診査報狀といふものを拵へた方が宜いといふ考へてあります、即ち原案の方に賛成する一人であります、診査上の事に付て他の會社の診査報狀を参考にすることがあります、がどうも甚だ見にくい、各々異つた考へて報狀を拵へて居るのであります、見にくい所があります、從て若し他の會社に照會して報狀を取寄せるといふ時には、少くとも模範報狀といふものに記入して、共通のものを拵へて置きますならば大きに便利になると考へるのであります、それでありませぬから出來ることであれば、模範のものを拵へ、各社共通のものを拵へるが宜い、必ずしもそれで以て平素やるといふことでなくても宜からうと思ひます

○玉崎隆三君 私は本問題に付て、賛否を申上げるのではありませぬ、只今の御説に本問題を保険醫學協會に附託して研究させたら宜からうといふ御説も

出ましたが、嘗て保険醫學協會で此問題を議しました事がありますから其を御承知のない方に御參考までに述べます。本問題は十年程前に保険醫學協會の前身たる保険醫協會の問題に出ましたが、容易く決せられませんでした。遂に宿題とし且委員を定めまして、一年間十分研究せられて、其結果を報告せられたことがあります。其時に色々の論が出まして同じ診査報状を各社が皆用ひるといふことになる。診査規程其他は各會社に依て異なる譯であるから、異つた規則の下に於て同じ書類を用ひるといふことは困難なる場合があるといふ説が大分ございました。其席で研究の結果、宿題を報告された、必ずしも一定の様式に依らなくも宜いが、診査報状中には、左の條項だけは必ず入れて貰はなくはならぬといふ條項だけを述べられまして、其宿題報告が完結になつて居る様に心得て居ります。もう一遍保険醫學協會の方に引繼いで研究してやれといふ御説になると、保険醫學協會の前身たる保険醫協會では、既に解決を附けた様になつて居りますから、是は皆さんの内で御承知のない方に私の承知し居ること丈を御參考に申します。

○石岡繁太郎君 尙ほ序でございませうから御報告いたします。玉崎君の只今のお話がありました。それ以前たしか明治三十三年頃だと思ひます。矢張り日本保険醫協會で診査報状要項といふ一小冊子を拵へたことがあります。最早殘餘はあるまいかと思ひますが、若し御覽になりたいといふお考のある方は協會の方へお尋ねになつたら分ります。

○玉崎隆三君 私は一寸言ひ漏しました。診査報状様式は菟弱刷りて既に雛形が出来て居ります。各會社に廻つて居ります。格別の御異議はなかつた様であります。實際お用ひになつて居るかどうか今日は分りませぬ。

○部長中濱東一郎君 如何でありますか。此問題は従前からして保険醫學に従事して居る方の間に既に議に上つて居つたのであります。それはそれとして、第三回保険業者大會に出た問題でありまして、此大會には初めて出た問題であります。此處は此處で議するには差支ないと思ひますが併し本問題は随分手數の掛る問題でありますから、之を保険醫學協會の方へ調査を囑託するといふ南部君のお説であります。こゝにいふことになすつたらどうであ

りませうか、此處で可否を決せず、調査全部を保険醫學協會に託する、併し願はくば之を定むるといふことに可決になつて、さうして囑託になつた方が誠に手順が宜いのでありますが、實行は其報狀が出来た後のことでありまして、兎に角調査を……

○石岡繁太郎君 私は斯う考へます、之を可否を決せず、に保険醫學協會に移すことは妙なことに考へられます、模範診査報狀を拵へても各社が用ひ様と用ひまいと別の問題であります、既に保険醫學協會で二回もやつたのでありますが、段々時勢も變つて來ましたから新しきことがあるかも知れませぬ、さういふことを研究して模範的の診査報狀は斯ういふものであるといふことを各社へお示しになつて、それによつて各社で採用するともしないとも決したいと思ひます、之をこゝで可決して保険醫學協會にお移しになることを希望します

○部長中濱東一郎君 さうすると、之を可決して其上で保険醫學協會に託するといふのですか

○石岡繁太郎君 左様でございます

○部長中濱東一郎君 如何でせうか、其方が私は宜いと思ひますが……

○進藤隆之助君 必ず可決しなければならぬものでありませうか、私は二回もやつたことを記憶して居ります、それを各社で用ひないので、保険醫學協會に總ての調査を託するといふことにしてはどうですか

○部長中濱東一郎君 形式は同じで、此處で可決した所が、各社が服従するといふのではないが、引受ける方でも曖昧では迷惑な話でありますから、兎に角此處では斯ういふものを拵へたら宜からうといふことになつて、始めて引受けることにしたら……

○進藤隆之助君 實際今日では、二度も拵へたのが参考になつて居る……

○部長中濱東一郎君 併し其後新規の會社も澤山出來ましたから、御承知のない方もありませう

○進藤隆之助君 私はもう一步進みまして、模範的のものを作つて、是非之を各社に實行させるといふならば、寧ろ其方が効力があると思ふ、此題を變へ

まして、「診査報状を定むること」之を「各社に採用せしむること」、それが豫め出来るものならば私は賛成します、出来ないものならば寧ろ只調査を保険醫學協會に託したら宜い、併し此處で只決議丈けといふならば、敢て申しませぬ

○部長中濱東一郎君 大變六ヶしい議論を戦はす程の大事件でもない様であります、此處では可決して置いて之を保険醫學協會へ調査を託するといふことにしては如何でありますか

〔賛成々々〕と呼ぶ者あり

○部長中濱東一郎君 それでは全會一致を以て可決して保険醫學協會に調査を託するといふことに致します……それから第三の

診査を確實にする方法を講究し之が實行を期すること

これは私が提出した案であります、此事に付ましては兼ね／＼皆さんの御研究を仰いだ問題であります、併し此問題も矢張り囑託醫の養成だとか或は豫て宿題でありました共通囑託醫のことにも關聯したことであります、各社共に診査の確實でないことを苦心して居ります、之を確實にする方法といふ

は即ち診査醫を精選するといふのが、此裏にある所の問題である、診査醫を精選することはどうすれば宜いかといふことが随分六ヶしい、診査醫を養成しました所が、必ずしも其人が最良の診査醫でない、囑託醫の中にも良いものもある、社醫の中にも不熟練なのがないとも限らぬので甚六ヶしい問題でありますから、之を解決いたしませんければ保險會社は甚不安の念を去ることが出来ぬのであります、それでどうしたら宜からうといふのに、私は議論よりは實行を主としたいと思います、其實行はどうすれば宜いかといふに、私の考では、是迄永く保険醫務に従事して實地に經驗のある諸君の中に若しも保險會社を罷めて開業して居る人があらば、其人の人格が高い人であれば、其人に囑託したら宜からう、斯ういふ考を持って居ります、共通囑託醫もさうでありますけれども、又以前研究部で研究したのとは違ふ、以前は一定の人を一定の地方に定めて之に一定の俸給を支拂ひ其上に診査して貰つたならば其會社から一定の謝金を出すといふとであつた、私の今の考ではもう少し簡便に致して今日の囑託醫と同じことにして、只豫め信任の出来る經驗のある人を

極めて置いてさうして其人に囑託したら宜からうといふのであります。さうしますと今度は保険診査料を一定しなければならぬ、或會社では一回しか出さぬが他の會社では五回出すといふことでは其間に弊が生じ依頼者も不愉快に感ずるから、勢診査料を其人に對して一定しなければなるまいと思ひます。これは左程六ヶしい問題ではなからう、協議の上どうでも出来やうと思ひます。又一定の手當をやるのでもなく、詰り今日の囑託醫を各社が託して居りますことに致して只確な人を選定する、出張員とか募集員とかいふ者が申してくるのはいけないが今度はさうでなく、最近或る會社に關係があつて經驗ある確な人といふのを認めて頼んだら宜からうといふ考であります。皆さんの御意見は如何でありますか、承はりたいのであります。

○三好常三郎君 此問題はもう誰も御反對の方は一人としてあるべき筈のものでなく我々が常に心配して居る問題であります。既に先年の保険大會の時に之に似た問題が出た様であります。其時は私は缺席しましたが、其の報告書に依れば、既に御討議になつた様に見受けれます。けれどもそれが御討議に

つた斗りてこれといふ形にならずに流れて仕舞つた、委會會を設けて引續ぎになつたが研究をお盡しにならぬで済んだかと思ひます。其當時の問題ではありませぬが、殆ど精神は同じものと存じます。是は中々重大な問題で我々は始終考へて研究をして居る問題であります。其方法に付ましては社醫を使つて居る會社もあり又囑託醫を使つて居る會社もある。其他之が監督の方法も色々なやり方をして居ります。此實行を期する方法は、又其やり方に依て異なることと思ひます。只今提出者から御説明になつたやり方も亦一つの方法であらうと思ひます。其他色々なやり方があるであらうと存じます。到底短時間で解決の附く問題でないのでありますから、之を研究する相當の機關をお設け下さいまして、其機關で十分なる研究を重ねて各社に報告をするといふ手順にして戴きたいと私は希望いたします。幸に諸君の御賛成を願ひます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○部長中濱東一郎君 本會は今日で散會するのであります。繼續する譯でご

ざいませぬ、從て委員を定めて置くといふことは不可能かと思ひます、矢張り保険醫學協會に託しては如何でございませう

(賛成と呼ぶ者あり)

○部長中濱東一郎君 此問題は實地に大に必要な問題と考へます、保険醫學協會に託して研究して貰うといふことに御異論がございませなければ右の通り取計ひます

○杉田盛君 可決してありますか

○部長中濱東一郎君 可決してあります、それでは満場一致を以て之を可決し、之を保険醫學協會に託して研究して貰うことにします

それではこれで閉會しますが幸の機會でありますから、何か御意見があらますれば承はりたいと思ひます、南部君先刻のお話は……

○南部孝一君 先程申しましたのは

診査規程を定むること

てありますが、診査報狀、囑託醫養成等のことが出來ましても診査規程なる

ものが一定して居らぬといかぬと思ふ、一定の方針で診査規程を定めて各會社に同じ様にするといふことは、模範報狀よりも早く適用が出來ると思ふ、診査規程を拵へて一定したい、西洋でもこれはやつて居ること、公開して宜いものでありますから、それを一つの書物に拵へて囑託醫の所にお配りになつたら、保險會社の廣告にもなつて宜からうと思ひます、診査規程は何れの會社も同じであるといふことにして、其手加減は我々は立入ることは出來ませぬが、さういふ方針を取て戴きたいと考へます、診査規程の外、囑託醫の参考になる診断法とか尿の検査とか必要なことを記入する様にしたら便宜だらうと思ひます

○進藤隆之助君 模範診査規程を作ると云ふことは私も同感であります、先刻お話がありました募集員杯が囑託醫を頼むことゝすると大變害があつていかぬと云ふことでありましたが、診査規程の有無に拘らず其會社が如何なる體質の者を如何なる方法に依て契約し又は再診謝絶になすかは、すぐ募集員は知るのであります、私は醫務以外の保險従業者には診査の祕密を守るに工夫し

内規の如きも決して渡しませぬ、それでも一二年も募集に従事した社員は必ず大體の方針を知て居ります、これは規程の有無に關係はないので、事實に現はれた診査上の意見なり査定なり契約上の關係から知るので、時としては診査内規に現はれないことまでも知て居ることがあります、それです、模範診査規程に對する弊害と云ふことは絶対にないこと、信じます、嘗に弊害がないのみならず必要があるかと考へますから、此案は全會一致を以て可決あらんことを希望致します

○部長中濱東一郎君 さうすると進藤君は南部さんに賛成でありますか

○進藤隆之助君 賛成であります、が模範といふ二字を入れて賛成

○部長中濱東一郎君 如何でありますか、御意見はございせんか、南部さんの御提出になつた案には御賛成があります

○竹田六郎君 これを此處で極めずに矢張り保険醫學協會の方にお引繼になつたら宜からうと思ひます

○部長中濱東一郎君 さうすると之を採用なすつて、其上で保険醫學協會の方

に託するといふのでありますか

○竹田六郎君 さうではなく、可否の決定をせんで……

○部長中濱東一郎君 併し實は斯ういふ會でありますから、善いとか悪いとかいふことを極めて下さらぬと、善いか悪いか分らぬがどうでも宜いから調べろといふのでありますか、大會の體面に關するから善いとか悪いとか此處丈の意見は決めたいと思ひますから、どうかそれ丈けお極めを願ひたい

○竹田六郎君 それでは模範診査規程を作ることには反對であります

○部長中濱東一郎君 反對説には、まだ賛成があります、作らうといふ方には賛成があります

○杉田盛君 模範といふ字を入れますのは、必ずしも之を強ゆるといふ意味ではありません、それ故に模範といふので……

○部長中濱東一郎君 それでは右の次第で各社に必ず服従の責を負はせるのでなく、多數が可なりとしたものを網羅して、模範診査規程を作らうといふのであります

○竹田六郎君　それは可決と見て、第二の中にお入れ下さい、特別にするのは可笑しい

○部長中濱東一郎君　それなら賛成でありますか

○竹田六郎君　賛成

○部長中濱東一郎君　それでは満場一致を以て今の南部さんの模範診査規程を作らうといふことに御不同意はありませんか……それでは模範診査規程を作るといふことを第二の模範診査報状を定むること、いふ中に入れる、さうすると

模範診査報状及模範診査規程を定むること

斯ういふことになる、それでは第二の方は既に極つたことでありますけれども、第四項を設けるよりは便宜上寧ろ之を第二項に入れたら宜からうといふこととありますから入れることにします、皆さんもう外に御意見はありませんか……それでは是で終了しましたから部會は是で閉ぢることに致します

午前十一時三十分閉會

○講演會

大正三年六月七日午後一時より生命保險會社協會々館大會議室に於て講演會を開く來賓及聽講者室外に溢るゝばかりの盛況にして講演會委員栗津清亮氏先づ登壇開會を告げ曰く

是より講演會を開會致します、本日は暑氣の處を盛んに御來會下さいまして、一同光榮に存ずる次第であります、講演會委員としてお詫び申上げなければならぬのは、本日の順序書に大隈伯爵の御講演の事を第一に掲げてございませうが、伯爵自身にお出になつて、其の雄偉なる御身體を演壇にお現しになると云ふ事を、我々も一つの樂みとして居つたのであります、生憎已む事を得ない用務の爲めに、本日親しくお出が出來ぬのであります、甚だ遺憾に存じまして、丁度準備委員の一人であります日清生命の池田龍一君を煩しませて、わざわざ伯爵邸に向きまして、伯爵邸で講演を拜聴して來たのであります、それを會の記録に載せますには、數ヶ月の時日を要するので甚だ遺

憾でありますので、少しく變則でございますが、親しく伯爵からお聞き下さつた池田君を煩しまして、池田君から伯爵の御演説を朗讀と申しませうか、何とかして披露して戴く事に致します、是を第一にお断り申します、第二には阪谷男爵の御講演を期待して居つたのでありますが、男爵は明治神宮の用務で已むを得ず急に日光に旅行されました、斯くの如きは所謂已むを得ざる事でありまして、此の事を皆さんにお傳へ申します、其の代り——代りと申しては可笑うございませうが、丁度小口保険官營の問題が起りましたので、是に就て矢野恒太君から御報告様の御講演を願ふ事にしてございませう、順序書と相違致しました點をチョツとお詫び申して置きます、

池田龍一君登壇大隈伯の講演代讀を披露して曰く

只今御紹介を受けました通り、私は日清生命の池田龍一であります、栗津總務委員からお話になつた通り、委員の二三の者が速記者を連れて一昨朝大隈伯邸に出まして、親しく伺ひました處を筆記して參つたのであります、其の筆記を朗讀致します事は、講演會委員の方にお願ひすべきが順序であらうと

思ひます、ところが講演會委員の一二の方が、御缺席になりまして非常に手少なであるから、私に代つて朗讀しろと云ふ御依頼であります、私も丁度大隈伯爵邸に出ました委員の一人でありまして、親しくお話を伺ひましたのでありますから、此の任務をお受け致した譯であります、唯だ茲にお詫びをして置かなければなりません、此の速記したものを一應伯爵にお目に掛けまして、其の上で朗讀致しますのが順序であるのであります、ところが時日がございませぬ爲めに、筆記者の手より直ちに私の手に參りました、従つて書き誤りもございませうし、亦聞き誤りもあるだらうと思ひます、此の點は伯爵に對しても、又皆さんに對しても、お詫致して置きます、尙附加へて申上げて置きたいのは、此の筆記は總て筆記の儘でありますから、演説體になつて居りまして、文章になつて居りませぬから、是を讀上げる事は却々困難であらうと思ひます、斯う云ふ事と知つて居りましたならば、豫め準備するのであります、急な命令で準備も致して居りませぬ、定めてお聞き苦しいであらうと思ひます、併し是を私が附加へたり、又削除致します事は伯爵に

對して禮でないと思ひますから、聽きました其の儘、書いてある其の儘を諸君にお傳へ致さうと思ひます、其の點を豫めお詫びを致して置きます

所 感

伯 爵 大 隈 重 信 君

今回第三回全國保險業者大會の開催せらるゝに就き、何か一場の講演をせよとの御依頼があつて、余も之を快諾致した譯であるが、萬止むを得ざる事情の爲めに、此大會に出席して光榮ある使命を果たすことの出来ぬのは、余の深く遺憾とする所である、夫れで此席に於て簡單なる話を致して諸君へ傳達を乞ひ、大會に對する余の祝意を表したいと思ふ、從來余は主として批評家の地位に立つて居たので、自分の意見を述べたことは多かつたが、人の意見を徵することは比較的少なかつた、然るに此度圖らずも内閣組織の本命を拜するに及びて、當面の諸問題に關する世人の希望及び注文は、口の人たりし余をして耳の人たらしむる迄殺到し、余は近來是等の注文希望を傾聽すべ

く殆んど寧暇なき有様で、流石に廣きを誇る頭腦も稍狹隘を告ぐるの感がある、斯の如き頭腦の冷靜を缺く時に於て、且つ保險界の素人たる余が、たとひ滔々數萬言を費せばとて、畢竟聖者に法を説くの嘲笑を招くかも知らぬが、唯余が我國保險界に於ける主唱者の一人であり、又人壽百二十五歳説の主張者であることは、全體の保險業者に對しても、單に生命保險業者に對しても、所感を述べべき適任者の一人なりと信ずるのである

元來保險事業は真正なる社會事業で、共同生存の實を擧ぐる相互的事業である、而して保險が如何なる動機に依つて起りしかといふに、其淵源は貯蓄といふ思想に基いて居る、凡そ社會の進運に伴ふ人智の發達は、人をして目前の生活を維持する以上に、自己の將來をも慮らしむる様になるが、是が即ち總て物を貯蓄する端緒をなすのである、貯蓄と云ふことは目前の生活を安全にするばかりでなく、將來の自己をも安固になすのである、此貯蓄なる思想は、昔から東洋に存して居た、人は働いて蓄積しなくてはならぬ、國三年の善へなければ、國其國に非ずと申して居るが、其の趣意は早くから我國に傳

へられ『民の富めるは是れ朕の富める也』といふ聖天子の御詔に依て、如何にも民の蓄へ多きをお喜びになつた趣きが窺へる。所が此の思想の漸次發達するに伴ひ、人は共同生存の上より相寄て將來の自己の安全、子孫の安全を計る必要上、貯蓄は變て變じて強制貯蓄即ち合理的の保險法となつた。支那の王道の理想などは其の最も善き例證であつて、『一夫所を得ざるは朕の責なり』といふ言葉に徴するも、君主は國民の財産に對する責任を持ち、水旱疾疫天災等の保險をなす意味が明かに現はれて居る。是が詰り國家的の保險である。

偕て保險思想の發達は大略以上の如くだが、然らば我國には如何にして保險が傳はつた乎、またいつの頃より起つた乎、此の間の消息は諸君も夙に御承知のことと思ふけれど、余が嘗て大藏卿であつた時に歐羅巴に既に起つて居た保險を我國へ導たのが其嚆矢で、之を早めたものは、明治三年より六年へ掛けて引續き三度も起つた大火であつた。即ちのあたり火災の慘狀を目撃し、火災保險を起して急を救はんとしたのが動機となつて、海上、火災、生命等

の諸會社起るに至り、政府より特別の保護を受けずして自然に發達し今日の盛況に及んだのである。乍去保險業も日清戰役前は餘り振はなかつたが、日清、日露の戰役後大分盛んとなり、生命保險に於て十餘億、其他の保險に於て二十億に達することは、實に隔世今昔の感に堪えぬ次第だ、けれど尙之を海外の趨勢に比ぶれば、宛ら滄海の一粟である。余は素人で外國保險の契約高などを詳にせぬが、米國では鐵道總投資高三百億の中、二百億位は保險會社が株主だと聞いて居る。夫れから見ると我國の如きまだ十分發展の餘地がある。決して現狀に甘んず可きものでない、今後交通發達し人文發達するに従つて、富も増し人口も増す、富が増し人口が増し而して生産業が發達して、是に愈々保險の必要を感ずるので、此點より言へば保險業には未來がある、前途有望である。余は現行の保險業がまだ此の儘に止まらずして、現在のものは更に範圍を擴め、また新たな方面に發展し行くべきものだと思ふ。更に經濟方面より觀察するも、保險會社は取付に逢ふことなく、然も其の資本及責任準備金は融通し得らるべき金だから、資産を有利に運用する點に於

て、最も便利の地位に立つので、此點より見れば、銀行業と並んで、金融機關の双壁である、故に諸君の努力次第では、一國の金權を支配することが出来る、一國の金權を支配することが出来れば、一國の政治を支配することが出来る、一國の政治を支配することが出来れば、進んで世界の政治を支配することも出来る、保険業者の使命も更に偉大ではない歟

翻て我國の金融界を瞥見するに、日露戦役に於て負へる内外公債は、今や數十億の巨額に達した、是等の負債を如何にして償還すべきかは多年財界の問題となつて居るが、余は國民が何よりもまづ協同一致の實を擧げ、先帝陛下の下し給へる成申詔書の勤儉自彊を旨とし、以て國家の産業を旺盛にするの外なしと思ふ、幸に保険は産業の振興に最も重要な資本といふものを供給し得る一大機關なれば、之を盛にすることは、取も直さず、産業を發達せしむる捷徑である、然し保険業者は他事業と異なり萬人の零細の資金を集めて行ふ事業である、故に若し其經營を誤る時は、害毒の及ぶ所測り知る可からざるものがある

されば余は諸君が恁かる弊害に陥らざる様、同業者互に匡正し合つて社會人道の爲めに斯業の發展を期せんことを望むのである、從て今回の大會の如き、同業者の研究的態度を進め、事業改良の刺戟を與ふる機關は余の衷心喜びに勝へぬ所である

所 感

法學博士 和田垣謙 三君

御承知の通りに、四月の初旬でありましたか、此會の御催しの御話がありました、其の十二日でありましたか、此處に出ると云ふ事でありました、そこで、それに就て多少考へて置きました所が、御諒闇の爲めに、延期になりました、或は無期延期になるかとも思つて居りましたが、大赦の爲めでありましたか、有期延期となりました、即ち折角厄介を免れたと思つて居つたら、どつこい、さうは行かぬ、再び此處に引摺り出された譯でございませう、私は御承知の通りに、口不調法の人間で、日本の政治家とか、或は其の他の

謂ゆる演説屋と云ふものは、別に大した草稿も持たずに當意即妙的に、滔々と辯じ去り、而して辯じ來る、大隈伯の如きは殊に然りである。併しながら先達つてうち、暫らく復外國に參つて居りまして、議會其の他に臨んで見ますると、例へば、あの喋舌の佛蘭西人でさへも、殊に、デルカッセなどといふ人でも、殆んど悉く、一字一句を書いて、それをうまく朗讀するのである。英國などでもやはり其の氣味がある。又、人の前に立つて物を言ふのに、大體の骨組位は、勿論誰でも持つて居りませうが、如何に之を言ひ現すべきかといふ事を、前以て定めずに、其の時に口に任せて言ふといふことは、或は無禮であると云ふ説もある。併しながら、之に就て困る事は、歐米に於ては言文が殆んど一致である。言ふ通りに書き、書く通りに讀んでもよい、處が日本ではそれがむつかしいのである。言文一致と云ふが、言と文との歩み合ひで、七分三分のものもあれば、四分六分のものもあり、五分五分のものもある。つまり、それがどう云ふ所に定るか、定る所に定るであらうと思ふ、四月十二日といふ事でありませうから、其の頃は先づ牡丹の咲き始まる頃であ

りまして、自分の腹案、或は文案と云つてもよろしい、それには牡丹の事がちよつと引いてある、その當時にあつて、是は最も自然に私の腦裡に起つた事でありました、併しながら、今日は牡丹の時は過ぎ去つてしまつた、随分世の中には、六日の菖蒲ですかネ、或は十日の菊と云ふ事を言ふ、牡丹はなか／＼壽命の長いもので、たしか樂天の句か、『花開花落二十日、一城土人皆如狂』と云ふ句が新樂府にあつたかと思ひます、殆んど其の詩の譯として、ウム『咲きしより、散り果てしまで眺めしが、花の下にて二十日經にけり』と云ふ、それ故に、牡丹の事を日本では二十日草と云ふ、芍薬は牡丹に似て非なるもの、『芍薬に二十日の慾は無かりけり』といふ事を言ひます、そこで二十日の間ならば、一日や二日後れて、牡丹の話をして、おかしくはなかつたかも知れませぬ、所が、二十日が二ヶ月も後れた、二十日後の牡丹といふことは、今日唯今を以て新らしい熟語となる事を恐れる、のみならず、今日は大隈伯爵が見える、大隈伯爵が見えない場合は、後藤子………ただ男爵でしたか………が見えるといふ事であつた、殊に伯が見えれば、

謂ゆる氣焔吐く(伯)であるから、どんな氣焔を吐かるゝか、定めて滔々と辯ぜられることと思つたから、吾輩は成るべく遠慮して、出来るだけ僅かの時間を諸君から奪はうといふ考もあつた、誠に失禮であるかも知れぬが、折角其の當時に拙いながら書いて置いたのであるから、故なくして既定の方針を變へるといふ譯はないから、諸君も今日は四月十二日に暫らく若返つて、二ヶ月ばかり前の、其の當時に身を置いて御考へになり、私も即ち其の時に此處に起つて、諸君に御話するといふ事に願ひたいと思つて居つた、然るに、今聞けば、伯はなか／＼言責を重んぜられない人で、ちや／＼んと昨日になつて、細君と手に手を取つて、國府津の別荘に逃げてしまつた、吾輩は忙がしいので大森に逃げて仕事をして居つたのに、約束は仕方がない、澁々家に歸つて、今着物を着替へてやつて來たのである、一人は約束して逃げてしまつた、一人は約束があるから、仕事を止めてやつて來る、同じ人間にも、それ程、正直と不正直とある笑聲起る、而して、曾に出席の無いのみならず、やはり吾輩の眞似をして、朗讀であつたと云ふ、朗讀又朗讀、

諸君には少しお氣の毒であります、けれども是も仕方がない、暫らく朗讀致しまする

會長並に諸君

凡そ二週間程前の事でありました、保險學の大家栗津博士が態々御來訪になりました、其の前日も見えられたが、生憎拙者不在中でありました、尙前夜特に御書面で御座りました、所用あり明朝訪問す、可成在宅を願ふと云ふ御文意で御座りました、備は何事の御用向なるやらんと當日は在宿して御待受を致して居りました、所が即ち本日の此大會に出席し、且何か一言あり度しとの事なのでありました、これは拙者に取りて分外の光榮ではあります、が、實は聊か迷惑にも感じました、何となれば今日此頃は陽春の好時節とて、日々種々の愉快なる催があります、現に本日の如きも多分紙上で御承知で御座りませうが、神奈川縣は鶴見總持寺隣地に於て面積貳萬餘坪の一大娛樂遊園地を經營したる花月亭の主より、「栽培の牡丹花徐ろ／＼咲出し此儘散花致させ候も聊か残り惜しく候に付開苑仕候別に御もてなしは無之候へども唯御空

腹凌ぎまでに園内に數種の模倣店用意仕置候間何卒郊外の御散歩を兼ねさせられ御家族様御同伴御來觀被下度奉冀待候云々とて、いと鄭重なる案内を受け居るので、家族の者共は申すに及ばず、何時迄も子供の様に遊び好きなる拙者に於ても、正直に自白致しますれば遊意頻に動くとも申し度いので御座ります、併し牡丹は夫の謠曲熊野の文句では御座りませぬが、「花は春あらば今に限るべからず」でありまして、年々歳々同じじき花は又來る春にも行き見て見るとが出來ます、何もけふ今日に限つた譯でも御座りませぬ、而已ならず、歳々年々愈々益々盛り行く帝國保險業の情勢は、恰も五風十雨宜しきを得て、陽春の好時節に於て百花爛熳と咲き亂れ咲き競ふにも比すべきものありて、殊に百花の王たる牡丹、その牡丹の花盛りにも比すべき近年の盛況、その盛況は實に今日の大會を見ても想像するに餘りあるので御座います、されば死花の觀賞は之を割愛斷念するも、死花に勝ること幾百倍なる保險業界の活ける花を以て充滿せるこの麗はしき花壇を參觀することを得たるは、プラスマイナス差引勘定上、得る所失ふ所に幾倍すると云ふ十露盤面に相成ります

譯で、これは栗津博士並に會長及び會員諸君に向つて深甚の感謝を致さねば相成らぬ次第で御座います、併しながら拙者は本日の出席殊に出演に付ては不少否大に躊躇したので御座います、幾んど狼狽したので御座います、何んとなれば前申す通り光榮でもあり又非常なる愉快ではありまするが、拙者にはその光榮を荷ひその愉快を享くる程の資格が全然缺如して居るから御座います、保險に就てこれと云ふ知識もなければ經驗もない、況や功績に於てをや御座います、唯明治二十二年の事——指折り數ふれば早や二十五年の昔、一世紀の四分の一前——自ら揣らず、所謂烏なき里の蝙蝠的に御免を被りました、知つたか風に保險に就て少々口や筆を滑らした事があつたので御座います、二十二年と申しますと、それ以前の設立にかゝるものは、今も尙會長の主宰されて居る明治生命而已で御座います——西洋のイロハは御承知の通りABCで始まつて居りますが、我國の保險業も同じく阿部姓で始まつて居ります、世の中には暗合と云ふものがあるもので御座います、——設立開業の順序に於て——獨りその順序に於て而已ならず、社運隆盛の點に

於ても多分さうであろうと思ひますが、——歴史上明治に次で起りました帝國、日本の二大會社も慥か二十二年の創立と記憶致して居ります、日本生命の主意書には拙者が當時或は口にし或は筆にしたる保険の功能書然たるものが象嵌的にモザイク的に巧みに入れられてありました事も明に記憶して居ります、——これは二十五年も経過した大正三年の今日に於て、版權侵害の訴訟を起さんなどと云ふ狭い量見又は野心は毛頭之なき而已ならず、寧ろ身に取りて過分なる名譽と考へ、遅蒔きながら此機會を以て茲に謹んで同會社に對して敬意と感謝の意とを表せんと欲する次第であります、何故に二十二年に於て拙者が寡聞をも顧ず、生意氣にも保険に就て彼是言ひ出したかと云ふに、これには多少理由も事情もあることと御座います——御座いました、即ち恰もその年に至つて本邦に於ては僅に一明治保險會社の存在するのみなるを看て取つたものか、新約克其他サンであつたかなんであつたか、其名前は今は慥に記憶して居りませぬが、二つ或は二、三の外國會社が我邦に於て支店設立に着手し出しました、たしかニューヨークの方は當時横濱に本店を

置いて居た明治屋にその業務の一部を委任したかと薄ら覺へに覺へて居ります、明治と明治と云ふことを聯想しての記憶が拙者の小さな頭の一角に残つて居ります、其時拙者は考へました、これは一種の平和的、營業的の蒙古襲來であると、拙者は當時必ずしも攘夷論、排外熱に浮かされて居た譯ではありませんでした、今日でもそんな考へは毛頭無いので御座います、然し保険業の如きは必ずしも外人外資を煩はす迄の事ではない、これは我々日本人又我資力で充分にやつて行ける事業である、これは是非我々自身で經營して行かねばならぬ、外國會社の如きは、是は蒙古軍同様西の海へと追拂はなければならぬ、と拙者は實に此様に考へたので御座います、故に微力淺學をも省みず、生意氣と云はれうが、蝙蝠と呼ばれうが、そんな事は何とも思はず、少しも構はないで、前申した通り、一寸御免を被り傘を打翳し、保險々々と連呼した次第でありました、「法華經は藪鶯も唱ふなり、保險業をば唱へ世の人」などと云ふ阿呆陀羅經めいた様な阿呆らしい狂句までも、苦しまぎれに唸り出したので御座います、然るに時勢と云ふものは恐ろしいもので、恰

もその明治二十二年に至りまして、前申した帝國、日本の二大會社：…その當時には未だ大の字は或は冠し得られなかつたかも知りませぬが、…今日に於ては堂々たる大會社、五本指否三本の指を折り數ふるも正しく其中にはいるべき二大會社が産れ出たので御座います、其の後他の會社も陸續として起り出しまして、夫の二三の外國會社は初めの元氣何處へやらで、旗を巻き——或は舌を巻き——尾を垂れてこそくと遠く西の海へと引揚げました、併し其後十數年にして又米よりも英よりも加奈陀よりも、彼方よりも此方よりも又復外國會社の捲土重來したことは諸君も御承知の通りで、夫の蒙古兵は生きて歸るもの僅に三人で一度でへこ垂れて了ひましたが、流石歐米の新蒙古軍は再襲を計つたので御座ります、併しこれも諸君の代表せらる本邦保險會社の健全なる發達と、諸君等の舉國一致的正々堂々たる文明的、模範的態度により今日は又復西の海へと逃げ延びた次第で御座います、今後將來諸君は斯業の爲には益々奮勵努力せられ、一面學理に訴へ、一面年と共に積み來らるゝ經驗に徴し、最も眞正な意味に於て文明的模範的、此く

申せばたつた一分間前に文明的、模範的と申しましたのがちと變槌のやうなれども——文明的、模範的態度舉動を以て世界に誇るに足る迄に我邦の保險事業を進歩發達せしめ、外は外國會社に對して捲土重々來的三度の襲撃を試みる様な餘地を與へず、又内は七千萬の同胞をして獨り現在に生きるのみならず、一種の意味に於て未來將來死後百年の後まで悠々として生き延び得る術とも稱すべき保險事業の恩澤に預かることを得しめ、又遺憾なきに到らしめられんこと、これ拙者が心底よりして切に切に諸君に望んで止まざる所であります

これと同時に保險理論の考究にも全心全力を注がれて、必ずしも泰西學者の示教のみを待たず、邦人の研究と實驗とに依り世界に對し保險學上に聊かにも寄與貢獻するものある迄に努力せられ、今より二十五年の後は今日のオリソリテイーなる栗津博士や、矢野先生や、志田博士等の、先輩、先覺者をして、明治末葉大正初頭に於ては吾々は鳥なき里の蝙蝠なりしと自白せしむること、猶拙者が二十五年前の回想回顧に於けるが如くならしめられんこと、

これ亦拙者が斯業の繁榮と共に、諸君殊に諸君中の少壯氣鋭の分子に向つて切に希望して止まざる所で御座います。拙者に於て僅に前に述べた如き、保険業と爪の垢ほどの關係ありし爲めの故に、栗津博士の猛烈なる強迫に餘儀なくされ、茲に諸君に見へ計らずも一種高尚優美なる牡丹花壇にあかぬ眺めを撞にすることを許されたることを先づ感謝致します。次に老の繰言然たる昔物語を敢てしたることを陳謝致します。終りに諸君の御静聽を深謝致します。

小口保険の官營に就て

矢野恒太君

今日は阪谷男爵が御旅行になりましたので皆さんに御集會を願ひました演壇が少し空くと云ふことで、丁度其の空いたところで生命保険會社協會の研究部會で研究致しました小口保険の官營に就ての意見を御報告申して呉れと云ふ研究部會の依頼であります。其の事を大會の講演會委員の所にお話致しま

した處が丁度幸であるからやつて呉れろとのことであつたのです。今日は矢野恒太の意見をお話するのではありませぬ。近頃新聞紙で御承知の小口保険官營と云ふことに就て生命保険協會の中に常設してある研究部と云ふものがある。其の研究部の委員は十名選舉してあります。其の十名の委員が集會致しまして小口保険官營に就ての意見をいろ／＼と交換致しました。其の交換した上には十人ですから十色の意見がありました。其の意見の一致したる點があります。其の一致したる點は研究部委員の意見と云ふとが出来るであらうと思ひます。それで此の際折角保険大會が開かれて居り、而かも此の際に保険官營と云ふ事が大問題になつて居るのに保険業者が知らぬ顔をして通過するのも妙である。幸に演壇の席が空いて居る。成るべくならば總會の問題にしても宜いと思ふ。或は少くとも生命保険部會の問題にしても宜いと思ふが、其研究の時間に餘裕がないから兎に角研究部の意見だけを發表したら宜からうと云ふことになつたのであります。私が蓄音器になつて私の耳に吹き込んだのを此處で呼び出して、諸君にお傳へするのであります。大隈伯

の御演説を蓄音器に吹き込んだものを、池田さんから只今皆さん方がお聴きになつたのであります。私も亦研究部會の意見を此處で吹聴するのでありますけれども、一々速記した譯でもありませんから、私の蓄音器の方は出来が悪いので巧く行きませぬ、それで研究部會に於ては、斯う云ふ點、斯う云ふ點と箇條を擧げたのであります。これだけは皆の意見が一致して居るのであります。併し之を御報告するには、唯だ箇條だけを四ツ五ツ擧げたゞけては、實は時間が塞がり兼ねましたので、何か宜い具合に之を説明しろと云ふ、六つかしい役を吩咐つて居ります。其の説明の中には或は研究部委員會からもさう云ふ積りではなかつたと云ふ異論が起るかも知れませぬが、それは私が責任を負ふ積りであります。唯だ斯う云ふ四五箇條が研究部會で一致した意見であると云ふことを御承知を願ひたい。さう云ふ譯で自分が話すのやら、人の代りにやつて居るのやら、能く分りませぬ、自分で能く分らぬのでありますから他の人には一層お分りにくいかも知れぬ、兎に角私のは穴埋めてあります。後で片岡君から有益なお話があるだらうと思ひますから、暫く御

辛抱を願ひます

先づ研究部委員會に於て極めました意見の箇條を御報告して置きます。それは、第一には從來小口保険と云ふものは日本では許可しなかつたのであります。之を世間では許可してあつたやうにいろ／＼報告して居りますから、此の誤傳を訂さねばならぬ、其の事を話して呉れと云ふことである。それから第二には西洋諸國では小口保険業は孰れも政府でやつて居る、多くの國に於て官營でやつて居るのであるから日本でも之を官營でやるが宜いと云ふところが新聞などで大分見えますが、西洋諸國に於て小口保険を官營でやつて居る國は殆ど無いのであります。これも尙詳しくお話ししますが、此の誤謬を正して置きたいと云ふことでもあります。第三には當局者の口から出たか何うか分りませぬが、今度の小口保険は社會政策として政府が行ふのであると云ふ事が新聞にちら／＼と見えるのであります。然るに小口保険を社會政策として行ふと云ふことは餘程妙に聞へるのであつて、此の間に所謂社會保険即ち労働者保険とも云ひます……労働者の保護救済を主なる目的として起つて居る

保険……と、小口保険と云ふものが混同されて報告されて居るのである。此の誤解を説明したいと云ふことであります。それから第四は民業で經營の出来るものを強いて官業にする必要はないと云ふ意見である。民業でやればやれることを強いて官業にしなければならぬ理由が何處にあるかと云ふことであります。第五には小口保険官營開始は決して民業を壓迫しない、之を壓迫すると云ふのは保險業者の商賣忌み敵の議論であると云ふことを新聞などで見たのでありますが、是は事實民業を壓迫するものであると云ふ研究部委員會の意見である。是れだけを申しましたならば、既に賢明なる諸君には能く御了解下すつた事と思ひます。殊に今日御集會の諸君は御見受け申すところ大概保險業者諸君であります。來賓新聞記者諸君等を除くの外は、此の事に就てはあゝ其の點に就て反對するのであるか或は報告しやうと云ふことであるかと云ふことを御了解になることであつて私が駁辯を費す必要はありませんが、講演會の時間を塞ぐのでありますから、暫く御辛抱を願ふのであります。甚だ拙なことを申しまして却て——私が是れで引下がれば御賛成下さ

つて居るものを拙な事を申して却てこれを打壞すかも知れませぬが、吩咐つた用事でありますから已むを得ず敷衍して申すのであります。今申上げた五ツの骨子を一ツの演説に纏めて皆さんにお聽きを願ふのであります。保險業者諸君は高慢ちきな顔をして講釋すると思つてお聽き下されると感情に觸れる點があるかも知れませぬが、さうでありませぬ。此の保險大會なるものは、天下に向つて保險大會の報告をされるのであります。又天下の耳目たる新聞記者諸君に依つて報導されること、思ひますから、我々に向つてそんな生意氣な事を云ふと云ふお考へでなくお聽きを願ひたい、而して第一に私が御承知を願ひたいのは、生命保險官營に就ての反對論を説くが、是は成程保險業者の寄合であるから、其の大會で殊に生命保險を營んで居る矢野が生命保險官營に就て反對するのは商賣忌み敵であらうと云ふお考へが先きに起るであらうと思ひます。ところが是は我々が、斯う云ふ案を以て斯う云ふ小口保險を官營にすると云ふことを、直接調査委員から聞いた譯でもなし、又大隈首相から聞いた譯でもありません。其案の如何なるもので

あるかと云ふことは一切分りませぬ、唯だ新聞などで散見するところに依つて、小口保険を官營にすると云ふことだけは確定したものと信じて宜からうと思ひます、さうして其の小口保険官營に就て當局者の談話として、斯う云ふ理由である斯う云ふ方法でやるのであると云ふやうな事、或は是が民業を壓迫するものではないと云ふやうな事を新聞紙上で散見して居る事も亦、諸君のお認めになつて居る事でありますが、若し果して民業を壓迫するものではないものならば、何故此處に商賣忌み敵の議論が起るかと云ふ矛盾を一ツ考へて貰はなければならぬ、少しも壓迫のないものに向つて我々が小言を云ふ必要はない、假に壓迫があるにしても、官營にするから壓迫があるので、民營にしたら壓迫がないかと云ふことも考へて戴かねばならぬ、政府が小口保険を營まないで之を民營にして——少し話が前後致しまするし、且つ甚だ細い處に入つて何うもお前の話は通俗過ぎて人を馬鹿にしたやうな卑近な話になつて困ると云ふお話があるかも知れませぬ先刻も動態統計靜態統計の講釋を聞いたのは甚だ恐入つたと云ふお話もありましたが、斯う云ふ事を申しま

するのには誤解があると徹底しないから申すのであります、元來小口保険なるものは普通の生命保険の金額の小さいのであつて、體格検査をしない簡易なる取扱ひをする一種の生命保険である、其代りには、加入して一年内に死んだならば保険金が取れぬ或は保険料だけを拂戻すとか、翌年死んだならば保険金を半分やるとか、掛金は年に何回にも分けて拂ふ、西洋では労働者の如き一週毎に給金を貰います者が多く加入しますから一週毎に料金を集めに來る、けれども是は數百萬圓の富豪が入らうと、貧民が入らうと、小口保険の恩恵を受くるもの、階級には何等の制限もない、普通の生命保険と同じ事で、唯だ極く簡易の取扱ひをする保険であります、是を労働者保険の、疾病に罹つた時には何うしてやるとか、怪我をしたときには何うしてやるとか、廢疾になつたらば何う云ふ年金をやるとか、其の代り平生に於て幾ら／＼以下下の収入の者とか或は又何う云ふ労働者は是非此の保険に入らなければならぬと云ふ性質の、所謂社會保険とも云ひ労働者保険とも云ふものとは全く別種のものであります、小口保険は西洋では多くの諸國は民營でやつて居る、

官營でやつても形式は官營でやることになつて居つても殆ど見るべき程の結果を官營で擧げて居る處はない、して見れば、若し小口保險が必要である、死んだ時に葬式費用位のものを取れる、中産以下の者は申込みも簡短で體格検査もしないで直ぐに入れると云ふやうな保險が、今日の社會に於て必要であると云ふことを政府が認めても、是を官營にする必要はない、民營でも宜しい、三井に吩咐てやらせるとか、三菱に吩咐てやらせるとか、或は森村とか高田とか云ふやうな者に向つて、小口保險を君等で一ツやつて呉れと云ふことを、政府が依頼したと假定したならば、我々は何等の壓迫をも受けないかと云ふ事を考へて貰はねばならぬ、官業であるから壓迫を受ける、民業であるから壓迫を受けないと云ふならば利害の打算上、小口保險の官營に反對するのであるが、保險官營論者は我々の反對を商賈忌み敵の説だとして新聞紙上に漏らして居りますが、我々は官營でも民營でも小口保險が始めば壓迫を受ける事は同じとである、今日まで日本政府が小口保險の民營を禁じて居る事は事實に相違ない、寧ろ今日保險會社勃興の趨勢にある時に當つ

て、普通保險しか許さないから、普通の生命保險を非常に澤山出願して居ると云ふことは、昨日の商工局長のお話でも證明された如く、尙出願中の者が二十もあると云ふことでありましたが、小口保險も出願すれば許すと云ふことになれば、少くとも今日まで小口保險を出願して許されなかつた幾つかの企ては、再び現れて、己れもやらうと云ふので出て来る、出て来れば英國に於けるブルーデンシャル、亞米利加に於けるメトロポリタン、ブルーデンシャルのやうな大々的計畫を以て世間に打つて出るものも出来るに相違ない、若し是れが出たならば、今日所謂普通保險を營んで居る會社で、平均保險金額が五百圓とか六百圓とかに達しない會社がある、さう云ふ會社は何等影響を受けないであらうか、官營ならば我々に利害の影響があるが、民營ならば利害の影響が無いといふことならば、官營に對して大に反對する理由もあるが、私共は寧ろ役人的の營業振て、御役所的に之をそろくと郵便局あたりで初めるよりも、營業的に猛烈に擴張主義を採る新會社が、日本に同時に幾つも生れたとしたならば、現時の保險會社は甚だしい影響を之れに依つて蒙

るであらうと思ふ、是れは數の明らかなことである、斯くの如き壓迫を受けるにも拘らず、民業ならば宜いが、官業ではいかぬと云ふことを何故に我々が言ふかといふことは、諸君、冷靜に一つ考へて頂かなければならぬ、唯だ生命保險業者は利害の打算から自分の營業にいろ／＼な競争を受けて蒼蠅いから言ふのであるといふやうな、抽象的な議論に惑はされ、さうして之を新聞紙などに於ても商賣忌み敵の議論であるといふやうなことを言はるるが、私は記者諸君の名譽の爲めにも、亦我々の名譽の爲めにも甚だ遺憾に思ふ、我々は不敏なりと雖も是れ位の明瞭な理屈が、即ち民業としても壓迫を受け、官業としても壓迫を受ける小口保險を、何故官業ではいかぬと云ふかと云ふ事に就て混同する程に暗愚なものではないと自ら信じて居るのであります、是は我々此の議論をする者の立場を明かにする爲めに一言して置くのであります

其の次ぎに御話したい事は、世間に傳つたる誤傳を訂すといふことでありませ、此の誤解、誤傳は如何なる點であるかと云へばそれは前に申上げた通り

第一には、從來の不許可、——從來日本では小口保險は許してある、許してあるのだから、何も政府が決して今度の官營を初めてやるのではない、日本の保險會社で百圓以上三百圓位の契約をして居る會社は幾らもある、決して小口保險を許可して居ないのではない、偶々小口保險が行はれないのである之を官營にする所以のものは、保險の營業者が百圓位の小口のもの扱つては割に合はないからやらないのである、自ら之を捨て居るので、之れを拾ひ上げる會社が無いから、已むを得ず政府がやるのであるといふことを吹聴して居る論者がある、是れは怪しからん話である、而も逓信大臣の話なりとして新聞に紹介された事がある、此の間實業協會に逓信大臣や大隈首相を招いた席に於ても、武富逓信大臣は、現に私に向つて言はれたのである、從來百圓位の保險は許してある、決して小口保險を政府が獨占する考はないと云ふ御話がありました、是も少しく頭の働く人間、頭の働くといふ程でなくとも、普通の人間が考へれば、從來保險會社が儲からぬから捨て、置いたもの、蒼蠅くて仕方の無い、一向取り合はないやうなものを、政府が始めるの

に、何故之に反対するかといふ事を考へなければならぬ、若し商賣忌み敵の議論とすれば是は甚だしい誤解である、從來許されてあるのは普通の生命保険として許されて居るのである、綿密なる申込書を取り、醫者の厳格なる體格検査を要するとか、いろ／＼複雑な手續をかけてやるところの、西洋で謂ゆる普通生命保険オーダー、ライフ、アッシュュアランスである、如何にも是には百圓位の保険契約を許してある、許したのではない、許可を必要としない時代からやつて居つたので、是は會社の既得権のやうになつて居るのである、だから是は百圓が五十圓でも、全然別種のものである、大口保険の中の小口契約である、是は小口保険とは全く別種のものであります、西洋の保険でも大口保険の傍ら別に小口保険部を設けて、其處で營業するものもあるが、金額が偶々普通保険に百圓のものがあつても、是は小口保険營業といふものではない、大口保険營業の中に、百圓から保険を取るといふことを開始しても募集して歩く募集員は、契約高に依つて報酬を貰ふ額が異ふのであるから——或は直接の報酬でなくとも、大口のものゝ方が成績が擧るのである、

百圓や二百圓口では逆も商賣にはならない、だから、どうしても大きなもの大きなものと進んで行く、それ故に百圓のものを扱ふ會社でも自然大きい方に進んで來るのであります、其の結果初は生命保険の契約は其の平均が漸く三百圓であつたものが近年は四百圓、五百圓と漸く上つて、普通の生命保険會社に於ては次第に大きくなつたのであります、けれども、小口保険を營業するものがあつたならば、運動員は又別でありますから、今のやうに大口のものに進んで行くと云ふ法が無いから、やはり小口に向つて運動し勧誘するのであります、加之政府は普通の保険の百圓位の契約を幾年か前までは許して居りました、最近數年前からは、新設會社が願つても、三百圓位以下の契約は事業の方法に於て許さぬ事にして居る、此の十年ばかりの間に於て、小口専門の保険を營業したいとか、保險會社中から小口保險部を設けて營業をしたいといふことを願つたものが幾つもある、英吉利のブルードンシャル、獨逸のビクトリヤとかいふやうな小口保險専門のものをやりたいといふ出願をして、是は許されなかつたのであります、其の理由は、政府で小口保險

をやらうと云ふ考へがあるから許さなかつたのだといふ評判である、是は評判であるから、農商務省の商工局がさう云ふ理由を明かにしたのだと斷言する資格はないが、世間の評判がさうである、願書は或は握り潰され、或は却下されて兎に角今日まで十年程の間に於て小口保険をやりたいと云ふ計畫は一つも許可を得て居ない、其の結果我日本に於ては小口保険に加入すべき途がない、例へば工場労働者があつて、是等に、セメて死んだ時に埋葬金だけを五十圓づゝてもやるやうに、保険をつけて置いてやりたい、體格検査を嚴重にし且申込書を取るやうな今の保險會社では面倒臭い、兎に角労働者の死んだときの葬式の費用だけでも付けて置いてやらうと云ふやうな雇主があつて保険をつけやうとしても、日本にはさういふ會社がない、して見れば政府でもやらう、民間にも許されないといふことにしたのであるから小口保険は禁止されたものと云つてよい、然るに、それを今度大隈内閣で政府が之を始めやうと云ふ徴候が見えたのでありますから、我々保險業に關係して居る者の目から見れば自分の營業の立場から言ふのでなく、保險といふもの、普

及を歓迎するといふことから云へば、何方にも許さないよりか、何方にでも許した方がよいと思ふ、其の點に於て政府がやるといふことは歓迎してもよいのでありますけれども、同じやるならば民業でやるが宜いといふ考へであります、之を従來許可して居つたといふのは間違つた議論である、恐らくは遞信大臣の如き、悪意を以て殊更に捏造して言はれるのでなく、是は誤解されて居るのであらうと思ひます、遞信大臣の御話として新聞に出て、其後暫く經つて御目にかゝつて聞いて見ても、やはり之れが訂正されてないところを見ると、小口保險官營論の幹部ではどうもさう云ふ説の流布を正さうと云ふ考へを持つて居られないやうであるから此處で其の事を申して置くのであります、即ち従來民業としては、小口保険を好まないからだと言ふが、好まないのではない、許されなかつたから、やらなかつたのであると我々は答へるより外は仕方がないのであります

それから、其の次は謂ゆる西洋の官營説である、西洋では小口保険は官營になつて居る、日本でも之を官營とするがよしと斯う云ふ議論があります、

此の小口保険に就て日本で一番詳しく御調べになつて居るのは、逓信省の下村君であらうと思ひます、即ち此の小口保険官營の主張の本源になつて居る人であります、十年來貯金局に於て機關を置いて、熱心に研究されて居る、其の他小口保険に就て研究されて居る人には栗津博士、村上隆吉君などもあります、下村君は恐らく其の一人であらうと思ひます、同君がやりたいと云ふ主張の下に出て居るのでありますから、同君の方に就て聞いたならば、官營の實例なども澤山あるかも知れませぬが、不幸にして私の調べては——私共は小口保険は専門家ではありませぬ、ほんの此の問題に接觸して居るに過ぎないのであります、少なくとも英吉利、獨逸、佛蘭西、亞米利加等の諸國に於ては、官營の小口保険と云ふものは、殆其存在を認めるだけの發達をして居ない、英國に郵便保険と云ふ一種の保險があつて、郵便局で、年金と小口保険とを餘程古くから開始して居ります、丁度今度我政府でやらうと云ふ小口保険と似て居りますけれども、一向繁昌しませぬ、之れに反して倫敦にあるブルーデンシャルと云ふ小口保険は實に盛大なもので、保險證券の

數だけでも一千九百萬通出て居る、英國の人口は四千五百万人でありましたが、保險證券の出て居る數は殆ど人口の三分の一以上出て居る、即ち三人に一人以上の割合である、赤ン坊の今日産れたものも、八十の婆さんも、子供も大人も皆んな入れて、人口の三分の一だけの保險證券を出して居る譯になつて居る、尤も此の中には一人で二口も三口も加入して居る者もありませうが、さう云ふ風に英國では民業が發達して居るのであります、それから亞米利加の中には或る州では……非常に自治の盛んな所でありますから……州にさう云ふ官營でやつて居るものがあるかも知れませぬが、是は私が斷言する程に、各州の法律を悉く調べて居りませぬから、研究部會で話しました時間も、よく調べて見やうと云ふ事になつて居りますので、兎に角相當の成績を舉げて居る官營事業といふものは誰の記憶にも無いのであります、獨逸などにもビクトリヤと云ふ會社とフリードリッヒ、ウキルヘルムと云ふ會社が最盛に小口保險をやつて居る、亞米利加にもメトロポリタンとブルーデンシャルとが民營で盛んにやつて居る、英國の如き官營の國でも同時に民營を許して

居る。官でやるから民間の出願は抑へて許可せぬと云ふ方針を取つて居る國は私の見る所では伊太利より外にありません。伊太利はどうかと云ふと、小口保険ばかりではない、生命保険の全體を官營にしてしまつて居る、それもつい近年の事で、なか／＼議論がありました。前内閣の時に此の事を實行した、ところが、非常な弊害が起り、外國會社からは苦情が起る、外國との實際問題などが起つて來たので、今日では到底是れはいかぬと云ふ事を知つて、民營に直さうといふ計畫を立て居る、多分再び民營になるであらうと思ひます。是は全部を官營にして居るので小口と其他の區別はない、其の他は小さい國で、瑞西の一部分で官營にして居る、是は一州で——一カントンで、公營的のものがあつて、それには幾分かの補助をして居る、或は社會政策的にやつて居るといふやうなものがあるやうであります、私は直接に法文を見たのではない、或る學者から傳聞したのであります、其の位の事で、小口保険官營事業と云ふもの、著しい例は世界を通じて何處にも無い、即ち小口保険の世界の大勢は何處にあるかと云ふと、民營にある、之に

反して労働者保険は社會政策から來る保険であります、是は前にも述べた如く労働者の病氣の時に、其の疾病を治療してやるとか、治療金をやるとか、或は労働者が病氣で臥て居る間は家族に給與するとか、或は失職保険と云ふて、仕事の無い時に保険金をやるとか、或は労働者が廢疾になつた時に之を補助して相當の年金を與へるといふやうな所謂ソシヤル、インシュアランス、社會政策から起つて居る保険で、有名な鐵血宰相ビスマルクが、普佛戰爭後に於て我國の患は貧民の増加する事なり、どうしても其の不平に因つて起る國內の騷亂に眼を着けねばならぬ、此の貧富の懸隔から生ずる政治上の難問を切り抜けるには社會政策が必要であるといふことになつて、最初は非常に反對して居た社會主義を採用して、國家社會主義の政策を立て、労働者保険を獨逸に始めた、それが段々と擴まつて、今日では社會政策は世界の流行の一つとなつて居ります、日本の如き、何でも西洋の眞似をする國には早晩労働者保険と云ふものが輸入される事は請合だと思つて居つたが、併し西洋でさへ餘りやつて居ない小口保険と云ふ簡単な生命保険が現れて來やうとは

意外であります。突然日本に斯様な小口保険といふものが、現はれんとしたのは全く意外に感ずる點であります。而も此の二つのものが混同されて社會に吹聴されるといふ譯である。小口保険と労働者保険とは全然別種のものであるに拘らず、此の労働者保険が西洋に於て、社會政策の爲めに官營多くは公營又は組合で行はれて居るといふ事に胡魔化して、小口保険を西洋でもやつて居るかの如くに吹聴して、小口保険官營を成立たせやうといふ機巧が見える。是は私共甚が怪しからん事のやうに思ふのであります。社會政策といふ事から論じたものを、此の間新聞で見たのであります。二三の新聞にも出て居つたのでありますから、恐らくは間違ひはありませんまい。小口保険の主張の中心となつて居る下村君の説明が出て居つた中に、小口保険を官營にする理由といふものがある。其の理由の第一には、保険思想の普及を計るといふ事、是は我々の誠に感謝しなければならぬ事である。我々も晝夜之には努めて居るのであります。第二には、貧民の自暴自棄的精神の改革、若くは危険思想を防遏する爲めに此事業を起したいのであるといふ事、第三には、之

に依りて集つた金を以て有要なる産業の資に利用したいといふのである。此の三つの理由が擧げてあつたやうであります。何れも誠に結構な事である。併し第一の、保険思想の普及といふことは、政府で小口保険をやらなければならぬ事であらうか、是は無論唯一の理由でない事は強ち辯明するまでもないと思ひます。第二の、危険思想の防遏、貧民が困窮の結果自暴自棄に陥るのを防ぐには、死後に幾分かの埋葬費用位のを遺すところの保険を付けさして置くといふことは、之がないよりは確かに幾分の効果のあるといふことは私共も認める。之を極論すれば小口保険を社會政策上の一段として應用すべきものであるといふことも言へぬではなからう。併し是は頗る貧弱な社會政策であります。此頃東京經濟雜誌であつたか、貧弱なる社會政策といふやうな題で、小口保険の問題を大分冷評してあつた。甚だ失禮であるが其の言葉を茲に借りて批評するのであります。社會政策として政府が手を着けるには、各國の社會政策上の手段として用ゐて居る他の方法は無いか、社會政策としての其の方法を考へて見なければならぬ。或は労働者の病氣に罹

つたものを收容する手段を講ずるとか、いろ／＼研究を積んで見なければならぬ、然るに金持でも貧乏人でも何でも入れると云ふ簡易なる小口保険が、社會政策として大隈内閣に新に生れるといふことは、或は他に原因があるのか知れぬ、口を社會政策に藉つて居るのではないかといふやうな、口善惡くぜんな批評なども我々は聞くのであります

それから、社會政策としてやりますには、社會政策的手段がある、此處に至ると今度の官營保険のデテールに入つて、精しい事を聞かなければ批評は出來ませぬ、保険料をどう云ふ風にするか、どう云ふ死亡表に依つて算定して、どう云ふ利率を用ゐて、どれだけの營業保険料を付けて、どれだけ營業費を付けて、さうして、どれだけを政府が出す、或は政府がどれだけを儲けるとか、或は一杯一杯にやる積りであるとか云ふ事が精しく分らぬと批評は出來ないのであります、此處には之を三段に分けて考へて宜いと思ひます、社會政策から之をやると、政府が幾分か補助するものと見なければならぬ、先づ小口保険を營業する爲めに要する機關を置く金とか、或は經營に必要なる

官吏を増さなければならぬ其費用とか總てのものをすつかり合めて、收支が一杯々々になるだけの金を取るといふ計算を立てなければならぬ之を立て、さうして、それを幾分か出してやると云ふのが、先づ社會政策としては當然實行される問題であらうと思ひますけれども、御承知の通り我國の財政は決して裕かではない、非常に窮乏を感じて居る、軍備すらも我慢しやうではないかと云ふ程度に迫つて居る財政である、斯の如く窮乏なる國庫の金を割いて、此の小口保険をやらなければならぬ程の必要に迫つて居るであらうかと云ふことも考へなければならぬ、假りにそれ程急を告げて居り、其の他幾らも爲すべき事業のある中で、一時も忽にすることが出來ない、軍艦は作らなくとも二個師團は増設しなくても小口保険はやらなくてはならぬといふ程の急に迫つて居るとするならば、我々は血の出る金を出してまで金持を補助する必要は無い、即ち被保険者に制限をつけなければならぬ、此の保険に這入る者は、これ／＼の資格のものに限る、それ以上の者は入れないといふ事にしなければならぬ、例へば慈善施療所にしても、誰れでも彼れでも半値

とか、一割二割を引いて治療をしてやる、金持ちでも誰れでも構はぬ、此處に來るものは皆んな同じ様に治療をしてやると云ふやうな事であつたならば、此の經營者は頗る無能なりと言はざるを得ない、政府が此の小口保險事業に就て相當の補助を與へるといふ考へがあるならば、此の保險をつける人の資格を制限する、例へば一ヶ年の收入二百圓以下の者でなければならぬとか、三百圓以下の者でなければならぬとか云ふ事が當然定まらなければならぬ、世界各國に於ても勞働者保險の方は、大抵其の恩惠を受ける者に制限がついて居るのであります、又政府は之に依つて金を儲けるのである一杯々々にするのではない、又今のやうに補助するのではない、補助するどころではない、小口保險事業を經營して金を儲けるのであるといふ事になると、批評の仕方が又非常に異つて來るのであります、御承知の通り近來郵便貯金は甚だ振はない、郵便貯金は政府の財政の遺繰の爲めに、非常に有用な働きをして居る事は、明かに認めて居るのである、然るに是れが入つて來ないとなると、政府の財政は甚だ遣り悪い、そこで何とかして郵便貯金を増したいと云ふ考へが

ある、所へ出て來たのが此の小口保險である、能く研究しない人は、是は貯金を増す手段として、名を社會政策に藉りて小口保險を始めるのだといふやうな批評をする人もある、併し是は案を見なければ政府の趣意が果して何の邊にあるか分りませぬ、若し之に依つて政府が利益を得やうとするのならば、是は餘程の考へ物であらうと思ひます、民と利を争ふといふ事になれば、其の國は立たない、どうしても、民業に移すべきものは民業に移し、官でなければやれないものでなければ、官ではやらないといふ事にしなければならぬ、是は大隈首相の屢聲言されて居る所であります、之に依つて政府が利益を得やうといふ目的ではあるまいと思ひますが、まだ案が出て來ませぬから内容はよく分らぬ、保険料なども餘るやうには恐らく出來て居まいと思ひます、それから又、餘るのでもない、足すのでもない、丁度中性を得て、保険料は丁度一杯々々に行くやうに計算するのである、之を民業に一任すれば幾らでも儲からなければやらない、相互保險とか云ふやうな會員組織ではいけない、どうしても株式組織にしなければならぬ、株式組織にすれば、配當をしなけ

ればならぬ、それだけの金が儲からなければ民業ではいけないから政府でやる。政府では損をしないだけの金を取るから損はない、だから民業で出来なから政府がやつて、百萬圓の経費が要るならば百萬圓だけの保険料を取つて、それから支出してやるのであるから、國家の爲めにもなり、人民の爲めにもなつて、宜いぢやないかと云ふ議論が出るかも知れぬ、誠に、談何ぞ容易なるの感に堪へないのであります、丁度宜い位にやらうといふことは餘程むづかしい事であらうと思ふ、それならば、政府は場合に依つては損をするといふ覺悟をしなければ出来ないのであります、且つ此の政府で集つた金をどう云ふ風に運轉するかは知りませぬが、民間會社で集めた金を運轉するのと同様の利息を得るか否やといふことも餘程考へなければならぬ、假りに一年に一圓宛の金を掛けまして、之を三十年間繼續するものとして利殖すれば、五分利で利殖すると六分利で利殖するとは幾らの差があるかと云ふに回数是一年一回として三十年間五分で利殖すれば其の金は六十九圓餘になる、然るに六分で利殖すれば八十三圓餘になるのであります、是は概算であります、

兎に角三十圓の頭で、十四圓といふ違を生ずるのは何であるかと云ふと、五分と六分との利息の差に因るので、之を若し政府でやらないで、民業に移して六分に廻すことが出来るならば、被保険者の利得は十四圓の違いがどうしても生ずるのであります、併し株主に配當を餘計に取られると云ふかも知れぬが、株主の資本は小さなもので、株主の配當にどれだけ掛るであらうか、一圓の保険料の内に何厘と云ふ程掛りませうか、私はそんなに影響のあるものではないと思ひます、此んな點から、小口保険官營を主張するといふのは無意味であらうと思ひます、

第三には集つた金を産業の發達に利用すると云ふのであるが、是は現に民營會社でもやつて居る、集つた金は悉く産業の發達に利用して居るのであります、政府の郵便貯金でなければ、産業の發達には利用されてないのである、保險會社の集めた金は、藏の中に藏めてあるものだと考へて居るとすれば、役人の無邪氣なる事、甚だ憐れむべしと云はなければならぬ、我々の手元に集つた金は集つた日に直ちに銀行に行く、銀行では金の要るものに之

を融通する、斯う云ふ具合であるから、苟くも零碎の資金が保険事業に依つて集つて来れば悉く國家の産業に向つて貢献して居るものであると云つて宜しいのであります。然るに被保人に返る時には、一定の纏つた數千、數萬の金になつて行くのである。入る時には謂ゆるポケットの中にある一圓とか、二圓とか云ふ零碎な金である、丁度木蔭に休んで居る兵隊のやうなものである。是が一緒に集つて隊を組織すると、堂々と戦争をする兵隊となるのであります。そこで、政府がやるよりも、民業に一任してやらせるが宜しい、さうしたならば、英吉利のブルーデンシャルとか、亞米利加のメトロポリタンの如くに、遂に有利なる小口保険を人民に供給する事が出来るやうになりはしないかと思ひます。同じ日本人でありながら、取締役とか、支配人が經營しては出来ぬ、書記官や參事官でなければ出来ぬといふ理由も無いやうに思ふのであります。

それから民業の壓迫といふ事であり、是は今迄述べた中に、大分繰返して、所々に挟みました言議の中に於て御了解下さつた事と思ひます。若し官

業が民業を壓迫するといふならば、民業としての小口保険が出来たならば、同時に同様の壓迫を受けるのであります。決して官業なるが故に壓迫を受けるから反對するのではないと云ふ事を申して置きます。然らば研究部會の委員一同は、利害が同じ事であるのに何故官業に反對するか、どつちでも宜いぢやないか、何つちにしても自分の方に壓迫が来るではないかと云ふ説もありませう。如何にも我々少くとも研究部の委員で居りますものゝ會社は、民業に許したと云つたところで、直ちに自分で小口保険を開始しやうとする者は無い、一つ二つは出来るかも知れぬ、十が十やるのではない、幾つか々やるにしても——其の中の一つがやるにしても、他の會社は影響を受けるのであります。唯だ我々がどつちでも宜い事に向つて、斯の如く主張するのは何故であるかと云へば、今日日本の國民中に在つて、此の問題の可否を論ずる資格ある者は何れの方面にあるかと云へば、政府で之を調査された人并に調査委員に任命されて居る方は御精しいであらうと思ひますが、民間に在つては、我々は比較的他の人よりも此の事業に接觸して居り、幾らかの智識を

有つて居るのである。さうして今日世間に流布されて居る諸種の人の議論などを讀んで見ても、甚だ其の實際を得て居ない迂愚な説が多いと思ふのでありますから、我々の如き、やゝ此の事の智識を有つて居る者が政府の政策に就て可否を言はねばならぬ責任を有つて居ると思ふのであります。我々は自分の利害の爲めに申すのではない、官業を止めて、民業になつても、是が開始される以上は、やはり壓迫は受けるのである、何れにしても壓迫を受けるのである、唯だ利害から云へば、何もぐゞ／＼言ふ必要はない、が、我々は國家に對する責任上、大に此の事を云はなければならぬと感ずるので、此の事を公にしたいと考へて居つたのであります。

それで、尙民業を壓迫しないといふ説に就て一言しなければならぬ、小口保険の委員會に於ては保険金額の最高を三百圓とする説もあるが、最も重要な委員の一人は五百圓説を唱へた、是は私の傳聞するところであつて、三百圓になるかどうかは分りませぬが、我國の生命保険は三百圓以下のものが多いのであるから、極めて簡易なる方法に依つて三百圓以下の契約をする事に

なつたならば、普通の保険に加入する人が減るといふことは誰れにも分つて居る事である、況んや一大家族中幾人も小口保険に入つたならば無論の事である、是が何故に影響が無いのであらうか、私は影響の無いと云ふ人の常識を疑ふのであります、それが官業なるが故に影響を受けるのではない、民業でも受ける、唯だ我々は斯う云ふ事を官營にしてやるといふことに反對するのである、是はどうしても民業に移すべし、民業に許すとすれば、政府は相當の有力者を勧誘して起させるが宜しい、我々も今日の時代に於て、官も民も小口保険をやらずして、國民をして契約する所を得ざらしめるやうな事には絶対に不賛成である、不肖なりと雖も、自分の會社は幾分の影響を受けても、我々は幾分の資本を出しても、さう云ふ事業は起して貰ひたいと思ひます、而して、此の事業は民營ではやれないと云ふ最後の問題に就て云へば、民業ではやれない、官營でなければならぬといふ理由が何處にあるか、といふ事を研究して見たいのであります、成る程人を一人も特別に使はず、政府の人が郵便局を利用すれば大變に便利である、代理店を新に置いて行くよりも、

郵便局の方で集金してくれ、いろ／＼と保険の勧誘から、總ての事務を取扱つてくれ、ば大變に便利であらうと思ふ、併し若し政府にしてさう云ふ好意が小口保険に對してあるならば、官業でやると同一の點までは行かなくとも、民設會社を起して、之に郵便局をして相當の便宜を興へしむる方法を講じたら宜からうと思ひます、況や郵便局の人も日本人である、郵便局なるが故に平の人民よりも非常に事務を能く執るといふ譯はないのであるから、民設と雖も相當の設備をしたならば、相當の普及を計る事も出來、又相當廉價なる小口保険を供給する事も出來ない事はないと思ひます、今日政治財政の上から見て、民業でやつては出來ない事、已むを得ない事であつても、左程急を要しないものは、先づ暫く待つて貰ひたいと思ふ時である、政府の費用を増す事、又費用に大した影響が無くても、唯ださへ日本は官業が多くて、頭ばかり大きくなつて、足の方は小さく、非常に權衡を失して居る時であるから、此の政府といふ機關を此の上膨大にするといふことは非常に考ふべき事柄であらうと思ひます、此の時に方つて、民業でやつても出來得る事を政府では

非やらうといふのであるから、餘程著しい理論の根據がなければならぬと思ひます、併し是は、唯だ我々の立場から見た議論でありますが、是には又有力な反對説もあらうと思ふのであります

いろ／＼の方面の意見も聞いて見たいと思つて居るのでありますが、生命保険協會の研究部會に於て決しました大體の事だけを申したのである、研究部會に於て、是れだけの誤解を訂して置きたい、是れだけの意見を發表して置きたいといふ事柄を敷衍して申せば、大體今のやうな次第であります、唯だ時間を塞ぐために下らない事を申しましたが、或は委員諸君の付託に背いて、大に諸君の感情を害しました點があるかも知れませぬが、それは私から偏に御斷り致して置きます

保険の將來

片岡直溫君

諸君、私は何か一場の講演を致すやうにと云ふ事を豫て承つて居つたのであ

りますが、同業者の内には、學問の上に於きましても、經驗の上に於きましても、私に勝る事萬々の方が頗る多いのであります。それに今回は學理に走るむづかしい話は成るべく抜きにして、幾らか御退屈をも慰める意味に於て多少利益になるやうな事を話をさせようと云ふ、御趣意の趣きに承つて居つたのであります。處が私も保險業には二十五年間も従事して居りまして、保險を離れましては御話をすることも甚だ困難である。又此處で財政上の意見などを持出して政府の攻撃、黨派の攻撃杯を初めましては諸君の御迷惑であらうと思ひます。兼て承る所に依れば大隈伯初め有名な方々が講演をなさる様子でありましたから、其の前座に於て極めて幼稚なる事ではございますが、例へば保險の懷舊談と云ふ位の所より將來に對して聊か諸君の御注意をも仰ぎ且つは關係あるところの政府の方々に御注意を乞ひ置きたいと思つて居つたのであります。凡そお話は前座の方は話が少々拙ちがづくても後の方に上手な人が出て來ると云ふ意味に於て我慢が出来る。其の意味で私は前座を勤める積りであつた。然るに大隈伯爵は速記を以てせられ、私は時間の斟酌上短か

くも長くも出来る意味に於て一番最後に廻されてあつたが、矢野君は後で片岡が有益なる話をするといふ事を云はれて、腋の下に汗が出るやうな氣がしました。又先刻は諸君の期待されて居つた和田垣君から巧妙な御話を承つた後で最も下手な奴がお話をする事になりましたので、私は其の面白味を打消すやうな事になりはしないかと甚だ恐れるのであります。が、此の場合已むを得ませぬ、暫くの御清聴を願ひます。且つ御話をせんと欲する趣旨に就て考へると、今日は農商務大臣も農商務次官も局長も課長も顔を見受けぬやうであります。さうすると肝心な目的の骨子が駄目になりますので、甚だ遺憾に存じます。農商務省の保險課の方が一人お出でのやうでありますからどうぞ腹藏なく成るべく上官に御傳へを願ふ意味に於て御話を致し置かうと思ひます。

大隈伯の速記の御披露の中にもございました通り、保險事業なるものは政府の厄介になる事が少くしてさうして今日の現況に至つた事は頗る同慶に堪へぬ次第であります。聊か茲に順序を以て懷舊談を試みて見ませうならば、先

刻和田垣君も述べられた事ではありますが、丁度私が業務を企てた明治二十二年に御當地に代理店を置きに参りました所が誰も代理店の引受け手が無いのであります、私の会社の創設に就ては謂ゆる創立委員なるものがあつて、是は大概大阪の銀行業者であります、其の中で、三十二銀行の——甲谷權兵衛と云ふ人の頭取をして居つた銀行の手を経て山中隣之助君に頼んで来たところ、之に拒絶をせられ、私の会社の社長をして居つた十三銀行の頭取鴻池善右衛門君の支店に暫時代理店の看板を掲げて呉れぬかと頼みましたが、是は明治生命の金を御預りして居るといふ關係に於て斷はられました、其の他種々手を盡して見ましたが微力の致す所でもございまして、一向に容れられない、そこで已むを得ず、日本銀行の大阪支店長をして居た川上左七郎君の心配に依つて鹿兒島の百四十八銀行の支店に頼んで代理店の看板文け掲げて貰ひ、俄かに青物町にあつた小さな牛肉屋を買受けて、今村清之助君の大工を雇つてそこへ臨時に店を造らせたのであります、當時保險事業はどれ程進んで居つたかと云ふと、明治生命が二百萬圓に足らない、帝國生命が二

十四五萬圓の契約であつたと思ひます、東京即ち一番人智の進んだ土地に於ける狀況が其の様なものであります、お互に今日の十億圓からの契約にするに就ては、随分の苦勞を致したに相違ないと思ひます、而して此の随分の苦勞を致して來ます間の進歩の狀況を此の頃ちよつと調べて見ましたところが、不思議にも相當の秩序を経て餘り不規則ならざる程度に於て進歩を致して來て居るのであります、それから又明治二十二年の當時には、先刻和田垣君の言はれた通りに、明治生命があつて、其の次に帝國生命ができ、其の翌年二十三年に私の会社が出來たのであります、今日では保險事業に従事して居る所謂生命保險会社の取締役といふものが百八十五名ある、監査役が八十四名、使用人が五千三百五十五名、是は正則の社員で醫員が四百五十六名、囑託醫を除いて合計六千三十名程の人が保險事業に従事して居ります、損害保險の方は取締役が百四十四名、監査役が五十八名、使用人が千六百九十三名、斯の如き多數の人が従事して居るのであります、此の外に囑託醫であるとか、賛助員とか誘導員とか、代理店とか云ふものを數へますれば、我國の事業の

中の一部を確かに占めて居るのであります。而して今日までの間に、幾つもの会社が分立して居つた。其の分立した間に於て、楠君などは大併合を企てられた事もあつたのであります。基礎薄弱なものは、多くは倒れた形跡もありませんが、兎に角多数は元氣よく發達しつゝ來つて居るのであります。其の状況を見ると、總ての點に於て、大抵、一年に約二割位づゝ進歩して來て居る。御退屈になつた所で、保險契約高、收入保險料、營業費、責任準備金などの年度の數字を一々述べたら大變でありますから、それ等の數字は省略しまして、三十六年から四十五年の十年間を見ると、丁度二割とは行きませぬけれども、總て保險契約高、收入保險料、營業費、責任準備金等は、約二割づゝ増進して來て居る。そこで其の増進に従つて従事員等も其の割合に増えて行くのであります。處が此の間に随分不思議なものがある。即ち中間に於て破産を來したものの、破産は來さないが、看板の行方がそちこちに動くといふものがありました。先年保險業法中改正案が衆議院に提出された時に、花井卓藏君が、人間の失踪といふ事はあるが法人の失踪と云ふことは不思議で

ある。保險の法人に失踪があるかどうかと云ふ奇問を發せられた事があるが、實に其の通りのものが随分多かつた。さう云ふものもある。又破産に陥つて清算に移されて居るものがあるが、それが結了もせず放任つてある。行方を轉々するものも放任つてある。又社會も之を咎めない。政府も無頓着ではあるまいが、放任つて置き居る。是は畢竟勢の善い多数の會社が進歩發達しつゝあるゆへに、不思議なクズのものには餘り咎められずに放任つてあるのであらうと思ひます。

さて將來の事を考へると、是はどう云ふことになるであらうかといふ事を、ちよつと推測して見ると、大正元年から今後の十年を経た後の保險契約高はどれ程になるか、即ち今迄三十六年から四十五年までの間に順序よく發達したものが、其の通りの順序で今後と同じく踏襲せられるものとすれば、大正十年には随分大きな金額になるのであります。保險金額は六十一億以上になります。それから收入保險料は二億三千万圓程になります。營業費が六千九百萬圓、責任準備金が六億七千万圓、斯う云ふ數になる筈であります。而して

次の十年の大正二十年が來ましたならば、三百八十億の保険金になる、収入保険料が十四億六千萬圓、責任準備金が四十一億圓になる、さうしてもう一つの次の十年、即ち今後の三十年には少し足らぬ、本年は大正三年でありますから、まあ二十七年——二十七年を経た時はどれ程になるかと云へば、二千三百五十三億圓位になる、實際は斯の如き順序で行き得るものではありませぬが、先づ各社の保険契約高は一口に對して大抵五萬圓が最高でありませうが、さうすると、各社の基礎が鞏固になるに従つて、契約高も増進して行きませうし、昨日どなたかの、小學校教科書の中に保険の事を入れやうと云ふ御説明もありましたが、保険契約の人員も、六千萬人の人口から云へば、誠に少數のものであります、さうすると、新しい契約を結ぶ者も増えませうし、一つの契約に對して金額を増す者も増えますから、此の通りには行かぬとしても、實に前途甚だ多望と申して差支ないのであります

損害保険に至つては、契約を年々繰返して行くものでありまして、茲に右の如き據所を以て御話する事は出來ませぬが、是亦今後の三十年を考へますれば、

ば、當業者諸氏の遣り方如何に依つては、莫大な金額のものとなるであらうと思ひます、而して、此の事たるや爲さんと欲すれば爲し得る事である、道理上に於ては爲し得る事である、唯だ之を爲さんと欲して爲し遂げ得るや否やは、當業者其の人の遣り方如何に存する、爲し得ざる事をしやうといふのは無理かも知れぬが、今まで既に政府の厄介にならずして十億圓までは來て居る、次の十年に至れば、先刻も申しました通りのものは、今日のやうな遣り方と同じものを以てやれば行く筈であります、大隈伯の御演説中にもありました通り、總て資力を備へれば、政治上に於ても何に於ても、總ての點に於て勢力を得るのは當り前であります、是は諸君と共に一大白を擧げて祝福してよい事と思ひます

併しながら一面から見ると、今日生命保険の十億圓、損害保険の二十億圓の保険契約高に達せしめ、それに相當する準備金を擁するに至つたまでの間に於て、是等に對して相當の取締若くは指導を爲すべきところの謂ゆる監督官廳の様子はどうかと云へば、昨日も議論になつた事で今それを繰返すの必要

はありませんが、三十三年のたしか七月から保険業法を施行したのでありますが、それまでは保険會社は手數なしに成立つたのでありますが、其の後保険課長が今日までに交替された事七人、さうすると二年に一人づゝ替つて居ると云ふ譯であります、それで保険従業者の方では、阿部君などは明治十四年からである、我輩と雖も二十五年を経過して居る、然るに監督する者は二年に一度交替するので、大抵保険の實状を知る時には、之を踏臺にして上に昇り上つたといふ事になるに相違ない、此の一點と、それから今申上げたところのものを考へれば、之を監督する所の役所に於て、二年に一度、踏臺にして上に昇るものばかりを置くといふ事は、保険業者に對しても相濟まぬ事ではないかと思ひます、それでは何處か足らぬではないかと思ひます、又今申した法人の行方知れずといふものも、今後二十年三十年の間には幾つも出て来る——今二十會社も三十會社も出願してあるものに許される、それが悪くなると思ふ意味ではありませんが、優勝劣敗、さう云ふものが増えぬとも言へぬのであります、今は進歩して行き居る者が勢が強い爲めに、後に取残さ

れたものは顧みずに行くのであります、取残された者が多數になれば必ず顧みる事が起るのであります、是は當業者としては、取残されぬやうにする必要がある、又政府としても左様なものが増えぬやうにする事が必要であらうと思ひます、私に分り切つた問題、昨日來多少諸君の口の端に上つたものを、更に保険の將來と稱して御話するのは強ち少しも理由が無いではない、現に今申しました如く、生命保険の重役だけにしても、既に二百七十名からの人がある、損害保険にしても二百人からの人がある、其の人々が茲に大會を開いて、保険の將來の研究をしようと思ふ時に方つて、直接に監督の地位に立たれるところの役所の方が出て來られないなどといふ事はどう云ふものであるか、一體保険といふものは今日までの経過を見ると、保険誘導員入るべからずといふ札を門に掲げられた事もある、餘り重きを置かれなかつたのも構はず奮勵して此處に至つたのであります、今日でも實際上、私はまだ左まで重きを置かれておらぬのではないかと疑ふておるのであります、よく世の諺にも申しますが、忙がしい爲めに時間が無いと云ふが、その裏面に於

て、忙しい程繰合のつくものは無いと云ふ事がある、それは全く眞理であつて、即ち忙がしいと云ふ裏面には、繰合せる方の一番必要なものに繰合が出るのである、本來此の大會を日曜日にやるといふことは、催し方が悪い平素忙がしければ、偶の日曜日にでも出て来て話を聞けと云ふ注文は、催す人の催し方が悪いと思ふ、今後に於ては斯様な休日とは休日として、當然繰合のつくべき時に催して、必らず來させるやうにしなければならぬ、農商務大臣は病氣であるといふことで致方がないが、次官も病氣を起されたか、今日は局長も病氣になられたか、其の邊の事は分りませぬが、兎に角面倒な所に行かなくても宜からうといふやうな所に置かれて居りはせぬかと思ふ、所が、前途に於て、今申した如く今後十年になれば少なからざる金を蓄積すべき見込がある、又其の十年の間に少なからざる支拂金を爲して、各個人の實際上の救済にもなり便宜にもなるところの仕事をして居るのである、是は眼の前に見えて居る、其の眼の前に見えた當然進んで行くべきまでの間には、多少の注意を要する事は當業者にも分つて居り、之を監督すべき當局者に於ても

當然考へなければならぬ事である、それ故に私は此の分り切つた事を此處で御話して御注意を望む爲めに、殊更に御話したいものを一二申上げて置かなければならぬと思ひます

今までは、左まで厄介にならずに來たが、世の複雑となるに従ひ、互に各社が己れの目的を達せんとするには、知らず識らず被保人に對する便益を呼物にして、是が擴張に従事するは自然の勢ひである、是は固より宜しいけれども、基礎の未だ鞏固ならざる場合に餘りに進み過ぎるといふことは一の危道を踏む譯である、且又凡そ世の中の仕事には當然爲さなければならぬ事であつても之を缺いて済む事もある、今日保險營業の上から申しても、當業者として、當然表示して行かなければならぬ事柄で表示されて居らぬものがありはせぬかと思ひます、それは何であるかと云へば、會社が幾つも出來て競争して營業する間に於ては、各自が固より注意は致しますが、去りながら已むを得ず營業費が増加するといふ事は、諸君の知らるる通りである、是が爲めに節制して成るだけ儉約を努めなければならぬのでありますから、此の點

に就ても被保人並に一般社會に對しては、營業費と収入保険料との割合とか、總収入の割合、保険契約の割合とか云ふが如き事は表示しなければならぬ、是は社會の知らんと欲する所であるに相違ない、又其の會社の實際の死亡と豫定死亡の割合等をも社會の知らんと欲する所であるに違ひないと思ふ、又其の會社が財産運用の上に於ても豫定利率と實際の利率との差、又其の運用の利率は、固定して居る資本を加へて幾ら、固定して居る資本を除いて、眞に働いて居る資本に對して幾らといふことも又知らんと欲するところであらうと思ひます、是等の如きは、保険を經營する者の道義心として、社會に示すべきものではないかと思ひます、併しなから是等の事を喜んで示すべき境遇にあるものと、喜んで示す場合に未だ至らぬものとは、營業の年數に於て差はあり得る事であらうと思ひますから、年々の決算報告の上に、其處まではつきり報告をせしむると云ふ事に務めると云ふことは是は政略上注意を要する事であらうと思ひます、然しながら、一ヶ年間を通じ、農商務省が、各社の報告を纏めて印刷する場合に於ては今申しました如きは之を公にせし

むる方が宜からうと考へて居ります、さうすれば一般の者にまでは知れは致しませぬが、心あるものは知る、心ある者の知る途を開く以上は、勢ひ各自が自省して、遂に一般の人も之を知ると云ふ時期に到達すると云ふ事を豫期しては自から經營上に於て注意を拂ひ、之を以て益々其の業態を鞏固にする事が出來得るやうにならうと思ひます

保険の將來に就ては、生命保険は今申しました通り、今後十年、二十年の後に於て有望なる事は明かな次第で、互に相一致練磨して進んだならば必ず其の目的を達する事が出来る、亦損害保険に於ても今日競争の爲めに保険料率に苦しめられて居ると云ふ事も承知して居りますが、是も今日の狀態から達觀しましたならば、速かに協定すべきは協定し、些々たるものは措いて問はず、大體に於て一致して進みましたならば、是亦前途有望なる事は、勿論の事であります

偕て斯くの如き有望なる前途を控へ、又控へて進む以上は自省して、示すべき事は世の中の要求も待たずして示して行きたいと思ひます、それは今の政

略上より見て、今日直ちに之を實行すると云ふ事も或は困難であるかも知れませぬが、農商務省の一局に於て纏めたものには之を公示すると云ふ事は、極めて適切な必要な事と思ひます。又側面より之を云へば、監督官廳などに於ても今申しました意味に於て、速かに之に相當するだけの機關を作る必要があると云ふ事は、最早研究するまでもない話であります。凡そ行政整理など、云ふ事は、何を以て云ふかと云へば、儉約をする、節儉をすると云ふ事はかりの意味ではない、整理と云ふものは、爲すべき事をなし、爲さずしてよき事を廢めると云ふ事に過ぎませぬ。今日までの状況は斯くの如くなつて居る。將來斯くの如くなるべきものであると云ふことを目の前に示し、而して、今日と雖も所謂法人の行方不明など、云ふものが現に存在して居る。又破産の宣告を受けて清算中にして數年掛つて尙其の始末が付かないものもある。斯う云ふものは少數であれば、一方に進歩して行きつゝある勢ひの強い者の爲めに、敢て咎むるに足らずして行きませうが、世の中の者は少數ばかりで進む譯には行きますまい、さうすれば現に今日に於て不問に置くべから

ざるものが出来て居る。此の場合に於て人が足らぬ、豫算が足らぬなど、云ふ位々の事に引き付けて、爲すべき事をも爲さず、之を等閑に附するが如きは、斷じて採るべきでないと思ふ。經費の節減すべきは節減し、爲すべきものは爲さしむるといふ事が當然の務であらうと思ひます。今矢野君の御説もありました通り、一方に小口保険をやるといふ事は、方法に於ては宜しい事と考へて居りますが、三百圓にすれば壓迫は加はらないなどといふやうな淺薄な事を考へて、政府でやらうなどといふ事であつたならば、是は一方に進歩しつゝあるものを打壞すものと私は斷言する。何故ならば三百圓だけでも廣く一般各階級のものを通じて契約するとせば矢野君も説明せられたが、例へば一家五人あつて、保険契約をしやうと云ふ時に方つて、一人前は三百圓であるから五人ならば千五百圓である、之には體格診査も要らぬ、保険料も安いといふ簡単なものがあつたならば誰れでもそれに行くに違ひない、さうなれば、一方民營の方に入るものが減ずるといふ事は當然ではないかと思ふ、又現に三百圓以下の契約をして居る件数は随分多い、それであるから一方に

保険料も安く體格診査も要らぬといふやうなものが始まつたならば、一方の方はやめて、責任準備金として積まれた解約金を取つても一方の簡單なる方に振替へて行くのは分り切つて居る、それ故に小口保険をやらうと云ふ事ならば、社會政策の意味で——眞の社會政策の方法に依つてやるならば宜しい、即ち最上級一ヶ月の収入幾ら——其の以下の者は宜いが、それ以上の収入ある者は、地面で以て制限するか、或は納税を以て標準とするか、何れかの方法に於て制限を立て、其の以下の者に於ては小口保険の契約をすることが出来るが、其の他の者はいけないといふ事ではなければ、政府として之を経営すると云ふ趣旨は立たぬ事と思ひます、若しそれを構はずに、三百圓であるから、壓迫しても高が三百圓である、一家五人ならば千五百圓であるから構はぬと云ふ事になれば、三百圓を上げて五百圓とし、五百圓を上げて一千圓にするといふ事になつて、終には民營を壓迫するのみならず、是が發達を阻碍するやうになる、左様な事をせられては、折角今日までは、餘り厄介にならずして、進歩して來たものが、將來に於ては多少の注意を乞はなければ

ならぬ、即ち相當の機關を設けてまでも、之に注意して貰はなければならぬといふ要求があるのに、一方に於て打壞しの計畫を進めて行かれるといふことは、實に黙々に附すべからざる事であると思つて居つたのであります、若しも帝國議會の如きものに準じて、今日の集會を考へましたならば、政府の當局者が出て來ないなど、云ふ不親切は、實にやかましい事であらうと思ひます、又、近日各府縣の實業家を、相當の數を定めて集めて居る、之に對して保險業者が入つて居るかどうか知れませぬが、兎も角地方の實業家を集めて話を聞かうといふ事の趣旨に對しても、今日の會に對する政府の扱ひは當を得て居らぬと思ひます、併し其の小言を今言つた所で致方はないが、是は諸君の覺悟である、やつぱり覺悟である、政府の悪い事を餘りに言つて、監督官廳から手厳しくやられては困るなどといふそんな姑息な考へでなく、責むべきは責むるが宜いと思ひます、そこで監督官廳は、今少しく高尚な位置に立つものに拵へ、多少世の中を指導する事の出事得るだけのものに拵へて置きたいと思ふ、苟くも役人たるものは、民間の人よりも悉く偉いものにな

つて居なければならぬといふやうな考へは私は持つて居ない、或は民間が進んで居るかも知れぬのであるが兎に角、總て監督の役所を設けるとすれば、それは當業者の會社と並んで劣らぬまでの組織のものとするれば、其の人の地位が相並ぶのである、さうして當業者自身は今申上げた如く、自ら考へて、爲すべきものは敢て世の中の議論を俟たずして爲すに努める、又政府の方も十分なる注意を以て、今日まで發育し、將來に發育し得るものを輔翼して行く、斯う云ふ具合に兩者相俟つて初めて事業の完全なる發達を見る事が出来やうと思ひます、其の完全なる發達を見らうといふことは、今までの數字を精しく申せば十分に據り所がありますが、是は略しても諸君の既に知らるゝ所である、之に依つて考へさへすれば——今後五年の後を考へ、十年の後を考へ、其の次の十年を考へて行きましたならば、前途に於て非常なる契約高にもなり、巨多なる支拂金をも爲し、澤山に營業費も使ひ、而して非常に多くの積立金をも爲して、國家に貢献し得るといふ事は争ふべからざる事實である、先以て争ふべからざる事實を捉へて大白を擧げて祝福すると同時に、世

の中の非難を受けざる前に、世の中の要求のある所を察し、示すべきは示すといふ事にし、監督官廳に於ても此の目的を達し得るだけの事を計る、當業者が多數を恃んで要求するが如き事の起らざる前に、速かに當業者の要求の存する所——當業者の要求といふよりも、寧ろ社會の要求の存する所に向つて、之に對する施設を爲すやうにしたならば、初めて、保險業と云はず、我國目下の財政上其の他の要求に對して、初めて、昨日どなたかの演説された所の意味は歸着するであらうと思ひます、聊か祝福の意味に於て、希望旁々是だけの事を申上げて置きます（拍手）

○晚餐會

大正三年六月七日午後五時より帝國ホテルに於て晚餐會を開く出席來賓諸氏竝に會員氏名左の如くにして開宴前キネットホン數番の餘興あり大食堂を開き饗宴將に了らんとするとき副會長片岡直溫氏挨拶を述べ來賓上山農商務次官竝に豊川良平氏の祝辭あり宴を撤して後更らに數番のキネットホンの餘興あり午後九時過全く散會したり

來賓諸氏芳名

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 上山滿之進 | 岡實 | 村上隆吉 | 下村宏 |
| 藤澤利喜太郎 | 志田鉦太郎 | 野守廣 | 土屋豐吉 |
| 松本 丞治 | 伊藤萬太郎 | 宮本幸五郎 | 豊川良平 |
| 和田垣謙三 | 國民新聞社 | やまと新聞社 | 東京朝日新聞社 |
| 中外商業新報社 | 東京毎日新聞社 | 報知新聞社 | 都新聞社 |
| 保險銀行時報社 | 保險評論社 | 保險銀行通信社 | 保險新聞社 |

- | | | | |
|----------|----------------------------|----------|---------|
| 保險と銀行社 | 保險界社 | 中央新聞社 | 東京日々新聞社 |
| 東京毎夕新聞社 | 東洋新報社 | 東京日、出新聞社 | 帝國通信社 |
| 實業通信社 | 醫事新聞社 | | |
| 出席會員諸氏芳名 | | | |
| 明治生命 | 藤田讓、栗本東明、海老原介太郎、吉村徳之助、大坂榮 | | |
| 帝國生命 | 北里袈袈男、三好常三郎、鈴木太郎、城谷忠三郎、窪田隆 | | |
| | 次郎、秋山妙治、玉崎隆三 | | |
| 日本生命 | 片岡直溫、久世庸夫、弘世助太郎、遠藤外三郎、森村金造 | | |
| | 淺岡雄之助、田中弟稻、木村豊 | | |
| 内國生命 | 矢田部洪居、岩淵寅三 | | |
| 太陽生命 | 左右田彌一、洲戶吉漸、竹内六郎、磯野節之輔 | | |
| 共同生命 | 渡邊義一、堀口造酒、長谷川準太郎 | | |
| 有隣生命 | 小川一重、平野次郎、湊元忠太郎 | | |
| 日本共立 | 大畑龜吉、大川右平、北村猪録 | | |

仁壽生命 男爵辻新次、下郷傳平、三宅秀、吉澤鉾三郎、山口久四郎、
 玉木爲三郎、真木等
 博愛生命 男爵紀俊秀、大澤謙
 眞宗信徒 堀真、磯谷敬之助、中村文四郎、渡邊八十次、田中小一郎、
 田卷一介
 日本教育 瀧山瑄、石原延太郎、平田守治
 愛國生命 鈴木萬次郎、中野實、清水彦次郎、石田武洲、八木沼辰三
 郎
 共濟生命 安田善助、甲能順、吉武蘇人、土岐文二郎、竹内直尋
 東洋生命 福島宜三、大原萬壽雄、古田鐔次郎
 大同生命 廣岡惠三、平澤真、進藤隆之助、水谷友恒、増田雷助、高
 槻元俊
 第一生命 矢野恒太、石岡繁太郎、石川善太郎、鈴木六郎
 千代田生命 麻生義一郎、島崎昭、村尾次郎

萬歲生命 上原鹿造、伊藤鼎、西卷治一郎、鴻田秀一、吉村欽太郎
 日清生命 池田龍一、田中唯一郎、酒井谷平、野坂鎌之助、吉野伊八
 郎
 橫濱生命 河村深造、中鉢省六、狩野平兵衛、杉田盛
 日之出生命 岡本敏行、栢木竹次郎、齋藤作太郎
 國光生命 岩間六郎、平田喬、川勝鈔、小澤武治、朝永平次郎
 神國生命 森岡京次郎、渡邊春樹
 福壽生命 近藤德治郎、吉田忠治郎、杉野信次郎
 富士生命 男爵矢次省三、藤本德之進、依田今朝藏、河野九峰、鳴門
 義次、甫喜山靜枝
 太平生命 中村靜嘉、楠秀太郎、宮崎要造、鈴木音次、南部孝一
 東海生命 池田元朔、窪田清市、水野元司、上條韓治
 蓬萊生命 大原祥一、鯉淵登喜男、森岡道淳
 同胞生命 村上幸作、渡邊友三、宮本高之助

旭日生命 伊藤梅吉、山口庄兵衛、松田留次郎
 常磐生命 吉田榮右、月岡道保
 八千代生命 藤本信吾、清浦豊秋
 大正生命 金光庸夫、磯野正登、江藤潤一
 中央生命 朝倉菊衛、安田清忠、尾崎庄兵衛
 高砂生命 阡陌堯一、平澤耕平
 徴兵保險 伊豆凡夫、小林復次郎、青木岩治
 日本徴兵 和才萬一、前田保雄、和田秀治
 日本傷害 栗津清亮、横山徳次郎、眞銅芳太郎
 東京火災 男爵長松篤斐、小松林藏、新井智三郎、中尾鑲、加藤久四郎
 明治火災 原錦吾、水澤謙治、浦壁長富
 日本火災 山崎清、辻重治、菅田英久
 共同火災 倉知誠夫、岡本次三郎、廣瀬鉞太郎
 東邦火災 勝野秀麿、近藤成虎

帝國火災 稻茂登三郎、鬼澤武夫、野島平三、三俣一郎、中島理三郎、青森廣治
 千代田火災 角利一、芦田雪雄、山口菊之助、片山政庸
 帝國海上火災 古門林太郎、戸澤芳樹、加納日出生、内藤政庸
 日清海上火災 吉田長敬、井手亮藏、猪飼九兵衛
 東洋海上 矢島安治、津田欽一郎、首藤謙次、松尾謙、高橋三郎
 東京海上 西野惠之助、石井良一
 大阪火災海上 鈴木重隆、外山武八、木戸豊次
 浪速火災 三鍋才次郎
 豐國火災 中島好太郎、橘覺太郎、中村常一郎
 横濱火災 遠藤元三、杉田六藏、柴田春三
 東洋火災 大森剛三、高橋喜太郎
 神戸海上火災 古橋新一、北村國久、伊藤市太郎、石川平吉、小野寺勇
 福壽火災 殿木三郎、鈴木吉三郎

日本動産火災

松原茂久、佐藤虎一郎、小川篤弼、宮本利左衛門、伊原全
郎

生命保險會社協會

伊藤毅一

火災保險協會

高井喜一郎

副會長片岡直温氏の挨拶

本會を代表して一言御挨拶を申し上げます。今回保險業者大會を開きまして、此處に其晩餐會を催すに當りまして來賓諸君並に會員多數の御參同を得て茲に盛大なる集會を催す事に立ち到りました事は甚だ欣喜に堪へざる次第で御座います。昨日本會を開きまして懇切なる御祝詞を總理大臣並に農商務大臣閣下より頂戴いたしました。續いて商工局長より本業の將來に關して御懇切なる御話を承る事を得ました。又本日は會員諸君によつて各部に於て充分御討議を盡され其れ／＼決議を得ました。殊に亦講演會に於て大隈伯爵初め有益なる御講話を速記により或は直接御話し下されました事も保險業の將來に取り極めて有益な事で御座います。深く是等の點に對して感謝の意を表する次

第で御座います。又我が保險業者大會は先年四十年に開きまして以來茲に殆ど八年の星霜を経た事で御座いますから、此間に於きまして生命保險にあつては約六倍、損害保險にあつては約二倍、損害保險は保險金額等に於て年々新しくなる者でありまして、生命保險と同一に其の進歩の比例を申上げる事は不穩當で御座いますが、之を要するに非常に進歩發達したので御座います。是等は當業者の奮勵が固より其の根元をなして居る事で御座いますが、又監督上に於て監督指導の宜しきを得られ、大方諸君に於て殊に新聞其の他の識者におかせられました。少からざる御援助を加わへられた結果に外ならざる事で御座います。是亦此の機會に於て謹んで御禮を申上げる次第で御座います。本日も講演會に於て一言申しました通り保險事業の將來は非常に有望なもので御座います。少しく繰り返す様で御座いますが、既往十年の實績によつて之を見ますれば、十年の後に於ては、保險契約は六十一億に達するものと看られるのであります。但生命保險の事であり、而して保険料は二億四千萬圓を徴收することとなり、責任準備金としては六億七千萬圓に達する

と云ふ事になる筈であります、二拾年後に至りましては餘程大きな者で御座います、収入保険料は十四億六千萬圓其總契約高三百八十億萬圓、責任準備金として四十一億六千萬圓と云ふものになり得る筈の事であります、併し斯の如きは既往十年に於ける進歩に比準して斯く進歩を致すと云ふ事に外ならぬのであります、併し乍ら其の事實發達すると否とは當業者の奮勵如何による事は勿論であります、然れども之と同時に監督宜ろしきを得、大方諸君の同情を與へられると否とによる事で御座います、損害保険に於きましても今日までの進歩と同一比準を以て進むならば蓋し少からざる金額と相成る筈のもので御座います、又目下小口保険官營の御計畫も御座いますが、是等の極め方如何は當業者に關係の及ぼす事も少からぬ、従つて將來の發達如何に關係を持つ次第であります、此の點につきましては本日矢野君より五箇條許り研究の結果を御報告ありましたがこれは世の中によく披露せられ互に研究して穩當なる決定をいたすべきものと信ずるのであります

是等は要するに將來充分注意をして奮勵し、且御贊助を希望しなければなら

ぬ事でありませぬ、今日迄に與へられたる御同情を將來に於ても是非與へられん事を諸君に希望し、會員諸君にあつては互に奮勵せられん事を希望する次第であります

座席の様子は御覽の通り、諸君の御座席に致しましても、次第不同で御座います、又何等設備も御座いませぬのは汗顔の至りに存じますが、時節乍らとして萬事御酌量下されまして寛大に御宥恕を偏へに願ひます次第で御座います、此處に謹んで來賓諸君並に會員諸君の健康を祝します

農商務次官上山滿之進君の祝辭

今晚は御招に預かりまして謹んで御禮を申し上げます、實は昨日以來續いて皆様の御會議のある事も承知致して居りまして、尙傍聴に出る事に極めて居りました、生憎大變いそがしき公用が出来ました爲め、遂に大會の御評議の中へ罷出る事が出来ませぬで御座いました、其の點は甚だ遺憾に思ふて居ります、幸ひ今晚は御約束も致して居りましたし、漸く繰り合せて出て來ましたので、參りました處が、只だ御馳走を戴く許りて、甚だ恐縮に存じて居り

ます、尙ほ農商務大臣も實は是非出席致して、皆さんと御目にかゝる考へて御座いました、生憎丁度昨日閣議の後少し腸胃を害せられました其の儘直ぐに引籠つて居ります、今日一寸私が参りました時に出席の出来ないのは甚だ遺憾である宜敷くと云ふ事であり、昨日の御會議に於きまして色々皆さんの御講究になつた事は今日詳細に承りました、尙色々御希望の點に就いては充分なる講究をして見たいと云ふ考へを持つて居ります、保險業はなかなかむづかしい事柄の様に只だ其れ丈けを私は承知致して居ります、色々申上げる事もありませうが、大體昨日農商務大臣の祝詞に於て農商務省の考へて居る事は其の要點は盡して居ると存じます、今日は茲に申上げませぬ、只茲に終に臨みまして保險會社の健全なる發展を偏へに希望致します

豊川良平君の祝辭

私は銀行屋と云ふ肩書がありますので銀行者の寄る時には相談を受けまして私も座長を勤めるのであります、どうも銀行屋の方には老人が多い、又來賓の内にも老人が多いのであります、處が今日茲に列する處を見ますると、

今日の座長も若い、又會員の頭も比較的若い、是は即ち銀行は明治六年に出來て古い丈ヶあつて老人が多いのであります、保險の方は生命は十四年、火災は十九年に起つた、斯くの如く相違がありますから、保險は座長も若い、會員も若い、而して是れ即ち此事業が前途望みの多い譯でありますから、結構な事に思ひます、依つて茲に私はシャンパンを舉げて満場の諸君の御同意を得て保險業界の萬歳を祝します

晚餐會餘興番組

米國エヂソン氏世紀的大發明

ものいふかつどう キネトホン

一、エヂソン樂師演奏

二、モルヒー夫人の蹄鐵

三、古歌

- 四、思ひ違ひ
- 五、嵐
- 六、歌劇 マスコット 三卷
- 日本活動寫真會社寫真
- 一、三角同盟 二卷
- 二、雪
- 三、史劇 祖國

紀念品

本大會紀念品は晚餐會出席諸氏に對し會場入場の際に贈呈したり

○殘務處理に關する件

大正三年六月二十四日大會委員會を開き殘務の處理方に付き打合を爲し收支計算の概要を會計委員北里袈裟男氏より報告し尙ほ左の事項を定めたり

- 一、決議事項中直ちに決行を要する件例へは政府へ建議を爲すべきものは會長名を以て之を爲すこと
- 一、同上他の團體に委託すべき事項は會長名を以て爲すこと
- 一、同上委員附託の事項は總務、庶務兩委員より委員へ交渉處理すること
- 一、決議したる儘の事項は報告書上の記載に止め置くこと
- 一、總會席の寫真一葉づゝ各會社へ配布すること(外二葉の分は希望者には實費にて取扱ふこと)
- 一、紀念品の殘品は賣却すること
- 一、報告編纂は同委員にて一切之を爲すこと
- 一、收支殘金は寄附金額に應じて分配返戻すること

一、其他の殘務の處理は總務、庶務、會計三委員に一切委任すること
以上

右委員會の決議に依り總務委員庶務委員の協議を以て損害保險部特別調査委員に對する交渉、政府に對する建議并に他の團體に對する委託の件等夫れ／＼其手續を爲したり即ち次の如し

一 建議に關する件

大會總會及び各部會に於ける決議事項中政府に建議を要する事項總會に於けるもの二件、生命傷害保險部會に於けるもの一件、損害保險部會に於けるもの二件なりしが、損害保險部に於けるもの即ち火災消防調査委員會設置に關する件等は尙宿題として調査すべく此際建議書提出の運に至らざる旨大正三年九月二十九日特別調査委員より報告ありたるを以て、其他の事項即ち總會決議事項と生命傷害保險部會決議事項とに付て大正三年十月五日建議書を政府當局に提出したり左の如し

(一) 建議書

建議の要旨

吾人保險業者は帝國領土内に於ける保險業に關する法制の統一を缺き斯業の發達を甚しく阻害するを認め速かに之を統一せられんことを建議す

理由

現在我帝國領土内に於ける保險業に關する法制は内地と各殖民地とに於て各異なりたるもの施行せられあり即ち内地に於ては保險業法及其施行規則あり臺灣に於ては全總督府令保險業法あり朝鮮關東洲皆各異なりたる制令を行ひ内地に於て農商務省の認可を得たるものと雖も各殖民地に於て營業せんとするには更らに各其土地に於て重複して認可を受けざるべからず而も其認可申請に要する書類は内地に於て農商務省に認可を申請するに當り要するものと同様甚だ煩雜なるものを備ふることを要し少なからざる煩累あり且各殖民地に於ては農商務省の認可の如何に拘らず各特立して認可せらるゝものなれば内地に於て未だ認可を得ざるに先ち殖民地に於て認可せらるゝことあり又内

地と殖民地とに於て認可の條件を異にする場合を生じ其結果甚しき支障を生ずべし加之保險事業は他の普通の事業と異にして其營業範圍を擴張することに因りて之が安全なる經營を期し得べく殖民地は勿論外國に至るまで尙も我邦人の居住する所に追隨して其營業の範圍を擴張することを要する性質のものなるに拘らず僅に一國內に於て斯かる煩雜なる手續を重複して履行するとを強要するが如きは斯業の經營發達を阻害するものと謂はざるべからず依て保險業の監督に關する一切の事項は之を農商務省の手に納め農商務省に對して手續を履行したるものは何れの殖民地租借地に於ても何等手續を爲すを要せざる制度に改められんことを希望す若し夫れ現在の監督機關即ち農商務省商工局の一課として極めて貧弱なる機關を以て斯業の監督を總理することの困難の如きは宜しく相當官制を改め適當なる監督機關を設け以て前述の目的を達する手段を採られんことを併て希望す

右大正三年六月六日第三回全國保險業者大會の決議に基づき建議致候也
大正三年十月五日

第三回全國保險業者大會

會長 阿 部 泰 藏

内閣總理大臣 伯爵 大隈重信 殿
内務大臣 伯爵 大隈重信 殿
農商務大臣 子爵 大浦兼武 殿

(二) 建議書

建議の要旨

類似保險の取締を嚴重にせられんことを建議す

理由

保險事業の發達は近來特に著しきを加へたれども之に伴ふて競争の弊を生じ殊に保險類似の事業を創始し無謀の計算不當の經營法を以て真正なる數理の上基礎を有し其經營方法最も慎重穩健なる保險事業と不正の競争を敢てする傾向あり農商務當局者が曩に警察部長會議に於て此種類似保險の取締に關

し周到なる注意を述べ類似保険の方法性質等に付て説明を與へられたるは實に此點に考慮せられたる爲めにして茲に重ねて類似保険の跋扈及其弊害を喋々するの要なきが如しと雖も類似保険事業は一旦之を取締るも忽ち解散しては復更らに勃興し到る所の地方に於て害毒を逞うするものなれば之が取締は一時に止まらず將來常に注意を忽にせず其弊害を根絶するに努められんことを敢て希望する次第なり

右大正三年六月六日第三回全國保險業者大會の決議に基づき建議致候也

大正三年十月五日

第三回全國保險業者大會

會長 阿 部 泰 藏

內務大臣 伯爵 大隈 重信 殿

農商務大臣 子爵 大浦 兼武 殿

大藏大臣 若槻禮次郎 殿

(三) 建議書

建議の要旨

速かに國勢調査を實行せられんことを建議す

理由

生命保險事業が社會經濟上必要の制度なることは今更ら喋々するの要なし而して此事業を完全に經營することを得んが爲めには此事業の基礎たる國民の死亡状態に付て精確なる調査あることを必要とす

我邦に於ける國民の死亡状態に關しては當局者夙に國民死亡統計を調査せられたるものあれども死亡率に影響を有すること多き職業別の統計に付ては職業別死亡の動態調査を實行せられつゝあるに過ぎずして其動態現象の因て生ずる淵源たる所の國民の職業別靜態現況に至ては未だ之が調査を實行せられたるものあるを聞かず從て折角の動態調査も之に依りて職業別死亡率を調査する材料と爲すことを得ず吾人本業の經營に重大なる關係あることを知ると雖も之を調査する材料を缺くが故に空しく暗中に物を探ぐる如き憾なくんば

あらず

我國民の職業状態を知ることは常に生命保険事業の爲めに必要なるのみにあらず國民の生活状態を明かにする上に於ても其必須缺くべからざる事項なること亦疑を容れざるなり

依て政府當局は宜しく速かに國勢調査を實行し國民の職業別現狀を公にせられんことを希望する次第なり

右大正三年六月六、七日全國保險業者大會の決議に基づき建議致候也

大正三年十月五日

第三回全國保險業者大會

會長 阿 部 泰 藏

內閣總理大臣 伯 爵 大隈 重信 殿

內閣統計局長 法學博士 花房直三郎 殿

二 他の團體に對する委託の件

生命傷害保險部會決議事項中模範申込書を定むる件は生命保險會社協會に、萬國アクチュアリー會議開催提議の件は日本アクチュアリー會に委託し、保險醫務部會決議に係る三事項は總て之を日本保險醫學協會に委託することに定め左の通り夫れ々々依頼狀を送付したり

(一)

拜啓陳者左記の事項御研究相當立案を願ひ度ことに第三回全國保險業者大會に於て決議相成り候に付ては貴協會に於て御研究を願ひ度候

一 模範申込書を作成すること

理由は大會報告書差出候間御覽被下度候

右御依頼申上候也

大正三年十月三日

第三回全國保險業者大會

會長 阿 部 泰 藏

生命保險會社協會御中

(二) 拜啓陳者左の件第三回全國保險業者大會生命傷害保險部會に於て決議相成候間貴會に於て可然御取計被下度候

大正十年を期し第十回萬國アクチュアリー會議を我國に於て開催したしとの提議を明年露國に於て開催せらるべき第八回萬國アクチュアリー會議へ提出すること

理由は大會報告書差出候間御覽被下度候

右御依頼申上候也

大正三年十月三日 第三回全國保險業者大會

會長 阿 部 泰 藏

日本アクチュアリー會々頭 矢野恒太殿

(三)

拜啓陳者左の件々貴協會に於て御研究の上相當の立案を願ひ度きことに第三

回全國保險業者大會に於て決議相成候間可然御取計被下度候

一 囑託醫養成の機關を設くること

一 模範診査規程及診査報狀を定むること

一 診査を確實にする方法を講究し之が實行を期すること

理由は大會報告書差上候間御覽被下度候

右御依頼申上候也

大正三年十月三日 第三回全國保險業者大會

會長 阿 部 泰 藏

日本保險醫學協會々長 中濱東一郎殿

三 特別委員調査報告の件

損害保險部會決議事項は夫れ、特別調査委員の選定ありしを以て右調査報告方を該委員に交渉し該委員は九月二十九日同部會決議第一及第二に對しては左の報告書を提出せられ同第三の事項に付ては尙ほ宿題として調査を要し此際建

議書提出の運に至らざることを報告せられたり

(一) 問題

提出者 大阪火災海上運送保険株式会社

抵當權又は質權を有する債權者が其債權保全の爲め擔保物に對し火災保險の申込を爲す手續及其罹災の場合に於ける填補金支拂の手續を一定すること并に其方法

本題の附託を受けたる委員は慎重研究の結果報告すること左の如し

注意 本題に於ては質權抵當權を併せて研究するの趣旨なりと雖も其研究の目的よりするときは兩者殆んど其性質を同ふし其一を知れば他は之に準じて考ふることを得べし而して火災保險に於て通常起るところは抵當權に關するものなるべきを以て以下専ら抵當權に付て論述せり讀者之を諒せられんことを望む

抵當權者が其擔保物に對し有する利益は金錢に見積り得べきものなること明かにして從て其利益を目的として火災保險契約を締結し得べきは言を俟たざ

る處なりとす然れども此種契約を締結し其目的を達するには實行上多大なる困難の伴ふことは之を發見するに難からず即ち其主なるものとして損害填補の場合を考ふるに

擔保物の罹災滅失と同時に債權者は其抵當權を失ふに至るべしと雖も然かも別に債權を有するを以て債權者は必ずしも保險金額だけの損害を受けたるものとして其填補を請求することを得べきものに非るべし何となれば抵當權消滅するとも債權の辨濟を受け得べきときは何等の損害をも被らざるものと言はざるべからざればなり故に損害填補請求に當りては先づ其損害額を證明せざるべからず之れ實に非常の困難を伴ふ場合多く實行上寧ろ不可能の事に屬すと云ふも過言にあらざるべし

之に就ては聊か附言するの要あり英米に於ては特別法を以て保險金額を支拂ひたる保險者は債權者の利益を害せざる範圍に於て當然之に代位することを得るの規定あり故に罹災の場合保險者は保險金額の全部を支拂ひて可なりと雖も本邦に於ては如此規定なきを以て前段の結果を來すに至るもの

なり但我邦に於ても當事者間即ち債權者債務者及保險者間に別段の契約を以て前陳代位のことを豫め契約し以て英米に於けると同一の實行に出づるを妨げざるものと信ずれども問題外に屬するを以て他日の研究に須つこととせり

上述の困難は之を避くるに其方法なきが如く寧ろ契約の目的を達することを得ざるものと云ふべく従て如此方法に依る契約は之を避くること穩當なるべし

然らば債權者は如何にせば擔保物件に係る火災保險契約上の利益を安全に享くべきを得べきやと云ふに

(一) 擔保物所有者をして契約を締結せしめ而して保險金請求權上に質權を設定し以て債權者自から保險金を受取ることを得るの手續を爲し置くこと
備考 所有者が擔保物件に對し保險契約を爲すとも特に前記の手續を爲し置かざれば之に依り債權者が利益を享くるの途は只民法第三百四條の權利あるのみ(民法第三百七十二條)にして而かも保險金支拂前に之れが差押

を爲すは不能なる場合あり少くとも甚しく不便なることを言を俟たず

然れども此方法にては所有者の保險料不拂等の爲め保險契約が消滅するが如きことあり債權者が不慮の損失を被るの恐なきにあらず此危険を避けんには

(二) 債權者自から契約者となりて所有者を被保險者となすの契約を締結し而し

て(一)の如く保險金請求權上に質權を設定し置くの外なきなり
終りに臨み本題に關聯して提出せられたる尾三農工銀行との契約に關する疑問に付ては其契約の形式内容の明示を得ざれば其被保險利益の性質を知ることを得ざるべし蓋し之を明かにすることを得ば此疑問は自から氷解すべしと信ず

(二) 問題

提出者 帝國海上運送火災保險株式會社

海上保險の契約に於て海上に連續して陸上の火災保險(Storage Risk)を契約する

ことを廢止すること

本題に付き附託委員調査研究の結果報告すること左の如し
海上に連續して陸上に於ける火災保險を海上保險者が契約することを廢止することの望ましきは委員一同に於ても認むる處なれども現今海上保險者營業の實際に照らし直ちに之を實行することは頗る困難の事に屬し到底營業者の一致を望み難きものあり仍て他日機を見て之れが實行を期するの外なきものと認む

○會計報告之件

會計報告左の如し

收入之部

一金六千參拾七圓七拾壹錢

内譯

金貳千九百圓

寄附金
晚餐會々費
預金
利息

支出之部

一金六千參拾七圓七拾壹錢

内譯

金貳百拾八圓七拾六錢

金貳百貳拾五圓貳拾七錢

金五百七拾九圓拾五錢

金四百九拾九圓六拾六錢

金貳千八拾壹圓參拾八錢

金貳百參拾四圓六拾四錢

金八拾壹圓

金五拾圓

雜費
會場費及事務費
紀念品費
總會茶菓費
晚餐會費及集會費
餘興費
寫真代料
速記料

金五百九拾五圓四拾五錢
金百五拾圓
金千參百貳拾貳圓四拾錢(寄附金額ノ四割八分)
以上

報告書編纂及印刷費
調査委託費
寄附金制戻

大正三年十月二十日印刷
大正三年十月二十五日發行

編發
輯行
人兼
東京府荏原郡大井町參百六拾四番地
玉木爲三郎

印刷
人
東京市京橋區瀧山町七番地
小川邦孝

印刷所
東京市京橋區瀧山町七番地
東京製本合資會社

電話新橋
(七七七
九九九
七六五)

26
52

終